

第125回 統計委員会 議事録

1 日 時 平成30年 8月28日（火） 9:00～12:05

2 場 所 中央合同庁舎第2号館 8階 第1特別会議室

3 出席者

【委員】

西村 清彦（委員長）、北村 行伸（委員長代理）、河井 啓希、清原 慶子、西郷 浩、
嶋崎 尚子、関根 敏隆、中村 洋一、野呂 順一、宮川 努

【幹事等】

内閣府大臣官房総括審議官、総務省統計局長、総務省政策統括官（統計基準担当）、
財務省大臣官房総合政策課経済政策分析官、文部科学省大臣官房付戦略官、厚生労働
省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）、農林水産省大臣官房統計部統計企
画管理官、経済産業省大臣官房参事官（調査統計グループ・総合調整室担当）、国土
交通省総合政策局合理的根拠政策立案推進本部長

【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、内閣府経
済社会総合研究所国民経済計算部長、総務省統計局統計調査部長、日本銀行調査統計
局経済統計課統計総務グループ長、東京都総務局統計部長

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、肥後次長、阿南次長、上田次長、吉野政策企画調査官
政策統括官（統計基準担当）：三宅政策統括官、北原統計企画管理官

4 議 事

- （1）諮問第113号の答申「中間年における経済構造統計の整備について」
- （2）諮問第114号の答申「農林業センサスの変更について」
- （3）諮問第116号「農業経営統計調査の変更について」
- （4）統計委員会専門委員の発令等について
- （5）その他

5 議事録

○西村委員長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第125回統計委員会を開催いたします。本日は、川崎委員、白波瀬委員、永瀬委員が御欠席です。

本日は、人事異動に伴い御出席いただく統計幹事に変更がございましたので、御挨拶いただければと思います。

内閣府統計幹事、嶋田大臣官房総括審議官、お願いいたします。

○嶋田内閣府大臣官房総括審議官 総括審議官を拝命いたしまして、今回、統計委員会の幹事になりました嶋田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○西村委員長 厚生労働省統計幹事、大西政策統括官、お願いいたします。

○大西厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当） 政策統括官を拝命いたしました大西でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○西村委員長 国土交通省統計幹事、青柳大臣官房政策立案総括審議官、お願いいたします。

○青柳国土交通省大臣官房政策立案総括審議官 国土交通省の統計幹事になりました政策立案総括審議官の青柳でございます。よろしくお願いいたします。

○西村委員長 新たに統計幹事に着任された皆様、どうぞよろしくお願いいたします。統計幹事の皆様が統計委員会の審議に積極的に参加していただけるように、私からも議事に関係ある統計幹事から発言していただけるよう積極的に指名するつもりですので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入る前に、本日用意されている資料について、事務局から簡単に確認をお願いします。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 では、お手元の資料について、議事の内容と併せて確認いたします。

本日は、答申が2件、諮問が1件、委員会の運営に関する案件が1件あります。まず、「諮問第113号の答申『中間年における経済構造統計の整備について』」が資料1-1と資料1-2、1-3、「諮問第114号の答申『農林業センサスの変更について』」が資料2-1と資料2-2、2-3、「諮問第116号『農業経営統計調査の変更について』」が資料3-1と資料3-2、「統計委員会専門委員の発令等について」が資料4-1と資料4-2、「シェアリングエコノミー（委託調査）の結果報告について」が資料5、「毎月勤労統計について」が資料6-1と資料6-2、「政府統計の利活用状況（委託調査）の結果報告について」が資料7、「資金循環統計における投資信託の見直しについて」が資料8です。

また、前回の委員会で委員長から指名されました、部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員並びに部会長に関する資料を参考資料として付けるとともに、前回の統計委員会で修正について委員長に御一任いただいた「2018年度統計棚卸し年度計画」の修正版につきまして、既に委員の皆様には御連絡しておりますが、参考資料として付けております。

資料の確認は以上です。

○西村委員長 それでは、最初の議事に移ります。諮問第113号の答申「中間年における経済構造統計の整備について」の答申案についてです。西郷部会長から御説明をお願いいたします。

○西郷委員 それでは、報告いたします。資料に関しましては、ホチキス止めの資料の1-1、それから同じホチキス止めの中に、資料の1-2が答申案、資料1-1が、その概要になっております。それから、議事概要が資料の1-3です。今から報告いたしますけ

れども、前回の統計委員会の後でどういうことが起きたのか、主に電子商取引でどういう議論があったのかを御紹介した後で、答申案について説明いたします。

まず、中間年における経済構造統計の整備に関しましては、当初、7月に答申案をお諮りする予定だったのですが、前回報告しましたとおり、電子商取引について最終的な決着を、その段階では得ることができなかつたので、もう一度部会を開いて、答申をお諮りするのを1カ月延長して今日お諮りすることで報告いたしました。その後、8月2日に、合同部会としては7回の部会を開催いたしまして、電子商取引について議論いたしました。

その議論の中では、基幹統計調査において必要とされる事項、4つぐらい私はあると思っていますのですけれども、1つが、そもそも何を目的にして調査するのか、その目的が概念上の必要性とすると、2番目に、概念上必要だとされたものを、どのようにきちんと定義して、操作的定義と、私はよく言っていますけれども、調査できちんとワークする定義がどうなのかをきちんと決めて、今度は3番目に、そのように操作的に定義された調査事項が、実際に回答者にきちんと回答していただけるのか、それをきちんと諮った後で、最終的に操作的な定義に則った調査事項がどのように集計されるのか、以上4点をきちんと議論する必要があると思います。

この電子商取引に関しましては、時間の制約もございまして、この4点全部、十分に議論を尽くせたかという点、必ずしもそうではない面があると、私自身は今、感じているのですけれども、その8月2日の第7回の合同部会では、主にこの操作的な定義、3番目の点ですね、回答者がきちんと答えられるのかと、それから4番目の点、回答者から上がってきた集計票をどのように集計するのかについて議論しました。

まず、集計に関しては、今回、経済構造実態調査が初めて行われて、それも産業横断的に、こちらが産業の大部分をカバーすることを目標としていることから、電子商取引に関しましても、全体を集計するのが基本案になっておりました。部会では、電子商取引に関しては、なかなか全体の集計が難しい面もあるので、部分的な集計でもいいのではないかとの意見も出されたのですけれども、最終的には全体の集計をすることで落ち着きました。

次に、今回、部会が延長された大きな争点の一つだったのが、回答可能性です。回答可能性に関しましても、経済産業省及び総務省統計局で案を練っていただきまして、最終的には、資料の1-2になりますけれども、通し番号のページで言うと、15ページにございます。15ページの上の図の4のところなのですが、申請案が図の4の上に記載してありまして、8月2日の部会で議論した修正案が、図の4の下に記載してあります。最終的には、申請案により詳しく注意書きを付けて、なおかつ、調査の手引等で紛れがないように記載していただくことで修正案が出されて、これに審議協力者からも、これであれば書けるとの御回答をいただきました。

というわけで、先ほど挙げた4つの点のうちの3番目と4番目は、かなり時間をかけて議論することができました。しかしながら、議論の途中で、1番目、それから2番目に関しても、このまま集計する、あるいは調査することについて、もう少し慎重に検討すべきなのではないかとの意見も出されたのですけれども、もう時間が余りなかつたことと、そ

れから、現に経済センサス-活動調査では、この図の4に沿った形で電子商取引が調査されている、言葉が不適切かもしれませんが、実績が既にごさいます。

ですので、今回は、電子商取引に関しては、経済センサス-活動調査に合わせる形で経済構造実態調査も調査して、その経済センサスに則って全体の集計はする。ただし、1番目と2番目の点、つまり、そもそも電子商取引がなぜ調査に必要なのか、それで、電子商取引をどのようにして操作的に定義していくのかに関しては、経済構造実態調査の宿題というよりは、経済センサス-活動調査及び経済構造実態調査全体の今後の課題として後で取り上げることとして、今回は決着をみたことになっております。

以上が、前回の統計委員会以降でどのような議論が行われたかのまとめになります。今度は重要な答申案の内容について説明いたしますので、資料の1-1に戻ってください。

この答申案、諮問自体が2段階で変則的に行われたことをごさいますので、答申案自体も通常の答申案とは異なっております。その構成に関しましては、前回の委員会でも報告させていただいたのですけれども、改めて復習いたしますと、全体で、ローマ数字で言うと4部構成になっております。

Iが答申の総括、これが今回の2つあった答申のエグゼクティブサマリーになっていて、全体の見通しを与える部分になっております。IIの基幹統計の統合・再編、それからIIIの基幹統計調査、統合された基幹統計をどのように調査として作っていくのかの説明がIIIにごさいます、最後にIVで今後の課題等を記載する形としております。本日のこれからの報告は、Iの答申の総括で今回の答申の評価について説明した後で、資料の1-1自体、かなり長いものですので、あとは、かいつまんでポイントを絞って説明いたします。

まずは、資料の1-1のIの答申の総括を御覧ください。今回の諮問、先ほど変則的と申し上げましたけれども、2段階で行われまして、まず3月に、その1、基幹統計の統合・再編、4月にその2といたしまして、基幹統計調査の統合・再編と、2つに分けて行われております。ここでは、その1、基幹統計の統合・再編、それから、その2の基幹統計調査の統合・再編の諮問内容全体について議論しているわけですが、経済統計の一体性・整合性の取れた統計が作られることを目指すこと、それから、関係行政機関が一体となって既存の統計を抜本的に見直すこと、国民経済計算の精度向上に資するものことから、かなり高く評価しております。また、経済統計の一層の体系整備等、作成された統計の広範な利活用の実現が図られることから、そうしたことが今後も続くことを強く期待すると、ここでは記しております。

次に、IIですけれども、基幹統計の統合・再編、資料の1-1の真ん中になりますけれども、今回、工業統計等3統計について、経済構造統計に統合・再編する計画になっていて、これについては、経済構造統計の下で産業横断的な広範な年次統計が作られることから、経済構造統計全体の充実を図るものとして適当であるとしております。

この点に関しましては、外側からだけ見ると、2つの基幹統計がなくなって、要するに商業統計と特定サービス産業実態調査に基づく統計が経済構造統計に統合されるわけですが、廃止だけ見えて、内容の充実が、外側からだけ見ているとよく分からないとの御指摘がございました。ですので、答申案では、見かけ上は2つの基幹統計が廃止という

か、なくなるわけですが、こちらは経済構造統計に統合されて、経済構造統計の内容がより充実するのだと強調する書き方に、答申案はしてあります。

3番目に、統合される基幹統計を作る手段としての基幹統計調査の統合・再編が、1ページ目の半分より下からずっと記載してあります。ここに関しましては、ずっと部会の報告として既に何度か統計委員会でも報告させていただいてはいますが、改めて申し上げれば、今回の統合・再編につきましては、事業所母集団データベースの更なる整備・充実が図られること、それから、経済活動の9割近くを把握する統計が中間年においても毎年提供されることとなりますので、国民経済計算の精度向上にも大いに寄与するものから、計画全体について記載しております。

次に、2以降で、個別の統計調査について整理しておりますが、全体として、いずれの基幹統計調査についても適当と整理しております。ただし、経済構造統計調査については、最初に説明した電子商取引に関しましては、調査事項について一部修正が必要と指摘しております。

次に、1枚めくっていただきまして、随分後ろになるのですが、3ページ目のIVの、今後の課題に移らせていただきたいと思っております。今後の課題は、大きく分けると2つございます。1つは、諮問事項に関連する横断的な課題を1としてあって、2番目に諮問された統計調査に係る課題として分けております。

まずは1の横断的な課題に関してですが、(1)で、経済統計の体系的整備に向けた一層の取組推進として、他の基幹統計調査と役割分担、重複排除の着実な検討と、その際に、暦年と年度による経済活動の把握と関係整理について留意すること。

2点目として、経済構造実態調査の実施状況を踏まえつつ、サービス産業を対象とする月次の統計の統合・再編の検討を加速すること、3点目といたしまして、SUT体系への移行に当たって重要となる基準年と中間年における中間投入を含めたシームレスな接続について、経済構造実態調査の対象とならない分野についても検討することとしております。

次に、(2)の統計調査の結果提供に当たっての情報の充実ですが、今回、1つの基幹統計が複数の基幹統計調査によって作られることとなります。端的に言えば、経済構造統計は、経済センサス-活動調査が実施される年は経済センサスで作られて、こちら以外の中間年について経済構造実態調査で作られます。それはそれで、統計法の整理としてはそのようになっているわけですが、そのことが一般の方々には非常に分かりにくいのではないかと、あるときは何々調査で作られて、あるときは別の調査で同じ統計が作られる。そのようなことに関して一般の方々への理解を深める方策を検討することが、(2)の最初の点として挙げられています。

(2)の2番目の点としては、統計調査の結果公表に当たって、基幹統計との関係を含む統計調査の意義や利活用の留意点等、同じような点ですが、国民に対して分かりやすい情報提供をすることが指摘されております。

次に、同じページの2、諮問された統計調査に係る課題ですが、まずは、経済センサス-基礎調査、(1)で経済センサスの基礎調査について議論しております。1点目としては、本調査の公表後に、レジスター統計、これは新しい試みになるのですが、

レジスター統計によって事業所の全体像を表す統計を作成して、参考提供について検討してほしいと最初に記載されております。

2番目に、2022年以降における事業所の適切な確認作業のあり方について検討してほしいと記載してあります。

3番目に、更なる行政記録情報の活用によって、引き続き事業所母集団データベースの整備・充実が図られることを指摘しております。

以上3点が、(1)で指摘している点です。

次が、3ページ目の2の(2)ですけれども、経済構造実態調査、先ほど少し議論させていただいた電子商取引に関してですけれども、この電子商取引に関しては、2021年に経済センサス-活動調査が行われるわけですけれども、その検討状況を踏まえつつ、適切な調査事項の設定について、2022年度調査の計画の策定期間までに抜本的な見直しを検討することと指摘しております。

(2)の2点目として、SUT体系への移行に係る検討状況を踏まえつつ、2022年以降における調査の範囲や調査事項等の見直しや集計の充実について検討することとしております。3点目として、特定のサービス産業に関する、今回、特定サービス産業実態調査が経済構造実態調査に統合されるわけですけれども、特定サービス産業実態調査は、産業特性に応じて質問項目等を使い分ける非常に細かい調査になっております。ですので、事業特性事項の把握に特化した乙調査の位置付け及び調査事項について再検討することが指摘されております。

以上が、(2)で指摘している3つの点になります。

なお、先ほどから何度か申し上げている電子商取引についてですけれども、若干付け加えますと、調査実施者において、冒頭申し上げた4つの点に勘案して、利用者のニーズや報告者負担の軽減等に留意した、より適切な調査事項の設定に向けて真剣に検討してほしいと指摘してあります。

(3)、3ページ一番下です。工業統計調査に関してですけれども、2020年、オリンピックが行われる年に、国勢調査とともに工業統計調査が実施されることになるわけですけれども、複数の大きな調査が輻輳することに関して、地方公共団体から事務負担の軽減について検討してほしいと強く要望されております。そのことに関しまして、地方公共団体と綿密に調整しつつ、2020年の調査の実施時期までに結論を得て、調査計画案を早急に検討・策定することとしております。

(3)の工業統計調査について2点目ですけれども、経済センサス-活動調査と工業統計調査の間には、少なからず断層が生じているとの指摘もあるそうです。ですので、今後、経済構造実態調査への包摂に係る検討の中で、事業所母集団データベースの年次フレームを調査名簿として用いることを検討するよう指摘しております。

以上2点が、工業統計調査についての指摘点です。

長くなりましたけれども、報告は以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。それでは、ただ今の答申案の御説明について、御質問あるいは御意見等ございますか。

清原委員、どうぞ。

○清原委員 ありがとうございます。三鷹市長の清原です。大変重要な経済構造統計に関する2つの諮問について、丁寧な審議をいただき、今、御報告いただきまして、ありがとうございます。特に自治体の立場では、今後の課題等の最後のところで、工業統計調査について、国勢調査との業務輻輳の発生について指摘いただいたことに感謝いたします。

私たちは統計調査を、まさにエビデンス・ベースト・ポリシー・メイキングの基幹的なものとして、自治体も調査員の皆様とともに関わらせていただいています。その際、調査の輻輳は、正確な統計調査のデータの把握に支障となると思われます。しかし、いずれもが大事な調査であることには違いがありません。

したがって、地方公共団体における事務負担の軽減や、あるいは地方公共団体においても重要な調査の適切な施行時期等について、課題として位置付けていただいたのは重要でございます。是非今後、これ以外にも幾つか重要な課題が示されておりますので、私たち統計委員会の取組にも生かしていければと願っております。感謝いたします。ありがとうございました。

○西村委員長 どうもありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

それでは、本年3月の諮問以降、非常に長い期間にわたりまして精力的に御審議いただきまして、本当にありがとうございました。私も、ただ今の答申案にもありますように、今回の中間年における経済統計の体系的整備に向けた取組は、御案内のように、年次SUTの活用を始めとして、統計改革における各種取組の中でも画期的で、かつ重要な意味があると考えております。

一方で、御報告のありました電子商取引の把握のように、今回の計画の中にも、まだ改善の余地がある事項や、今後の課題にも掲げられましたように、体系的整備に向けた一層の取組推進が必要なところもございます。つまり、今回の答申は、これからの新たな取組の出発点になると思っております。

このため、調査実施者である総務省・経済産業省のみならず、関係府省が一層連携して、更なる取組を推進していく。その中で、統計委員会としても、司令塔としての機能を発揮していくことが絶対に必要であると考えております。関係府省の統計幹事の皆様、それから関係者の皆様、そして各委員の一層の御協力をお願いしたいと思います。

それでは、答申案についてお諮りいたします。「中間年における経済構造統計の体系的整備について」の本委員会の答申は、資料1-2の案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○西村委員長 それでは、答申案のとおりといたします。産業統計部会とサービス統計・企業統計部会の合同部会に所属されている委員の方々におかれましては、部会での御審議、本当にありがとうございました。

それでは、次の議事に移ります。諮問第114号の答申「農林業センサスの変更について」の答申案についてです。河井部会長から御説明願います。

○河井委員 それでは、農林業センサス答申案について御報告いたします。

本件につきましては、7月20日の統計委員会において西郷部会長代理から御報告しましたとおり、5月に当部会に付議された後、3回の部会を開催し、一通り審議いたしました。その後、私を中心にメールにて調整を行って、書面決議の手続を経て、資料2-1と2-2のとおり、答申案を取りまとめました。

この答申案には、6月及び7月の統計委員会において既に報告させていただいた事項もたくさん含まれておりますので、本日は、資料2-1の答申案の概要に基づいて、修正を図るよう指摘した事項と今後の課題を中心に、ポイントを絞って報告いたします。

それでは、まず、資料2-1を御覧ください。今回の調査計画では、(3)報告を求める事項、すなわち調査事項について、合わせて36事項の変更が計画されております。部会審議の結果、資料の1ページ目のとおり、農林業経営体調査票において7つの調査事項、2ページ目の農山村地域調査票において1調査事項の、計8調査事項について修正を図るよう求めることとしました。

なお、変更を適当と判断しました残りの28事項につきましては、答申案の別紙、こちらは、後ろになってしまいますが、資料2-2の15ページに表形式でまとめて記載し、答申本文には意見を付した事項のみ記載する形で整理しております。

それでは、まず、農林業経営体調査票の調査事項の変更に対する主な修正意見について御紹介いたします。こちらは、資料2-2の2ページ目のところ、最初の①ですが、個人経営体の世帯員の世帯主との続柄を把握する調査項目を削除するものです。この調査事項は後継候補者の確保状況を把握する役割がありましたが、経営に関与する者が世帯員とは限らず、法人等も増えてきている現状を踏まえて、削除する計画でした。しかし、部会としましては、個人経営体の世帯構成や世代経営の実態等を把握・分析する上で有益な情報であることから、これまでどおり継続して把握するよう求めることといたしました。

次は、項目で言うと④、資料2-2の5ページ目と6ページ目についてです。農産物・林産物の販売金額及び農作業・林業作業の受託料金収入金額を把握する調査項目につきまして、資料2-2の5ページと6ページに出ているのですが、5,000万円未満の金額階級区分をこれまでの12区分から5区分に統合するとともに、1億円から3億円未満を2区分に分割する、当初はそうした計画だったのですが、こちらについては、前回の調査結果を見ると、統合を計画している50万から500万円未満の区分に全体の4割の農林業経営体が含まれており、推計や分析に支障を来たすとの指摘もあり、この部分を4つに分割するよう求めることとしました。また、1億円以上の階級区分に該当する経営体は、会計処理が適切に行われているので、金額を記入してもらうことが可能であるとの御意見があったので、金額の記入を5億円以上としていたものを1億円以上と変更するとともに、記入単位を1億円以上から1,000万円台までとするように求めることといたしました。

次は、5番目の、有機農業に取り組んでいる品目別作付面積を把握する調査事項の追加についてです。こちらは、資料2-2の7ページ目に修正案が記載されてあるわけですが、面積の記入のみでは、有機農業に取り組んでいないのか、あるいは記入漏れなのかについて、判断ができないとの指摘がありましたので、有機農業に取り組んでいるかどうかの有無を確認する項目を更に追加するよう求めました。

次は、6番目の農業経営におけるデータの活用状況を把握する調査事項の追加についてです。こちらは、資料2-2の7ページ目と8ページ目に、その点について記載されていますが、このデータの範囲が何を指しているのかが分かりづらいとの指摘がありましたので、利活用方法の選択肢を含めて、定義を明確化するように求めることとしました。具体的には、8ページの図11のところに、こちらを記載しています。

なお、答申案には具体的には記載しておりませんが、この調査事項は今回初めて盛り込みますので、今回の調査結果を検証して、次回以降はデータの種類別に調査事項を整理することを含めて検討するよう、部会として実施者に求めたことを付け加えさせていただきます。

次は、資料2-1の2ページ目から3ページ目に記載されております今後の課題についてです。資料2-2では、12ページに記載されております。冒頭に、近年の農林業施策の変更の動きが加速されている中、本調査においても、施策の動向に合わせて必要な情報提供を行うためには、適時適切な調査計画の見直しが必要であることを記載した上で、3つの具体的な課題を指摘いたしました。

1つ目は、客体候補名簿の位置付けの検討についてです。客体候補名簿とは、通常、統計調査を実施する際に、報告対象者の抽出や、調査票を配布する基準に合致しているかなどを確認する基礎情報として利用されています。本調査においても、調査員が調査対象となる農業経営体の規模基準に合致しているかを客観的に判別することを主たる目的として作成しておりますが、併せて農家の基礎的な情報を把握しているものになっております。

また、本調査では、この客体候補名簿で把握された情報についても、調査票情報と併せて集計・公表されています。調査対象外となる自給的農家や土地持ち非農家の数なども、この客体候補名簿の情報を集計して得られたものとなっております。このため、調査票と同様に利活用されているこの客体候補名簿の位置付けについて、整理・検討することを求めました。

また、この客体候補名簿につきましては、調査計画上、様式が定められていないために、調査計画の変更を指摘することはできませんでしたが、今回の調査においても修正すべきとの指摘もありましたので、併せて記載することといたしました。

1つは、自給的農家や土地持ち非農家が所有する田・畑・樹園地の耕地面積のうち、貸し付けている耕地面積につきましては削除する計画でしたが、重要な情報なので、継続して把握することを求めました。

もう1つ、実査上の御意見として、前回調査で客体候補名簿と農林業経営体調査票を一体として印刷・製本してございましたが、誤配布等があったとの指摘を踏まえて、紛れが生じないように分離することを求めました。

今後の課題の2点目ですが、農林業経営体調査票の分割の検討についてです。農林業経営体調査票は、従来から、農家等の個人経営体と農業法人等の団体経営体を、同一の調査票を使用して調査しております。このため、報告者は記載すべき事項を選別して記載しなければならず、記入負担以上の負担を感じる可能性もあります。一方で、調査票の種類を増やした場合、調査員の方が配布する際に手間が増え、紛れが生じるという実査上の兼

ね合いにも留意する必要がありますが、個人経営体と団体経営体で調査票を分割することを検討するよう求めています。

次に3番目ですが、経済センサス-活動調査と農林業センサスの役割分担の検討についてです。現在、農業経営の法人化の取組が推進されております。このため、経済センサス-活動調査の対象となる農林業経営体も増えていくことが予想されることです。また、今回の調査内容を見ると、農林業経営体の構造や労働力のよりの確な把握に重点を置いた調査事項となっていることから、経済センサス-活動調査との調査事項の重複も懸念されます。このため、2点目の課題とも関連しますが、経済センサス-活動調査の農林業調査票の裏面を中心に、その役割分担を検討するよう求めています。

簡単ですが、私からの答申案の説明は以上になります。

○西村委員長 ありがとうございます。それでは、ただ今の答申案の御説明について、御質問あるいは御意見等ございますか。

農林業センサス、調査計画の細部にわたり、非常に丁寧な御審議を効率的に進めていただき、本当にありがとうございました。感謝申し上げます。私たちは、今回の調査計画の適否に加えて、今後の課題の冒頭にありますように、関連する施策が変化している中で、その変化に合わせて適時適切に調査計画の見直しを進めていくことは、農林行政のみならず、大変重要なことだと思っております。

農林業センサス、過去の経緯から、非常に詳しい調査であると同時に、他の調査とは違った、一風変わったところもありますので、そのようなものを含めて、全体のシステムの中にどのような形で、非常に情報が多いことはよろしいのですが、しかしその情報が全体の中でうまく使えているかどうかを考えなくてはいけないですし、こちらを含めて、全体としてのシステムとしてのインテグリティをよく考えていかなくてはならないと思っております。

各府省の統計幹事の皆様にも、このことを念頭において、自らの所管する統計、それから統計調査の見直しにも取り組んでいただきたいと思います。その際、先ほども申し上げましたが、この経済センサス-活動調査との役割分担の検討、こうしたところが重要になってきますので、報告者の負担軽減、それから調査の効率的な実施、そして調査の全体としての体系性の観点から、所管統計の改善にとどまらず、府省の枠組みを越えた検討を進めることが必要だと考えております。

それでは、答申案についてお諮りいたします。「農林業センサスの変更について」の本委員会の答申案は、資料2-2の案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○西村委員長 それでは、答申案のとおりといたします。産業統計部会に所属されている委員の方々におかれましては、部会での審議、どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移ります。諮問第116号「農業経営統計調査の変更について」の諮問についてです。総務省政策統括官室から御説明をお願いいたします。

○澤村総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官 それでは、お手元の資料3-1に基づきまして説明いたします。なお、今回の調査計画の変更に係りまして、調査票の改

正も予定されておりますが、計 18 種類と大部にわたりますので、本日は御手元にお配りしている i P a d に調査票の情報は入ってございますので、適宜御参照いただければと思います。

では、資料 3-1、表紙をおめくりいただきまして、スライド 1、現行調査の概要から説明いたします。この調査は、農業経営収支等の実態を把握するため大正 2 年に開始されました農家経済調査と、米をはじめとする農畜産物の生産コストを把握するため大正 11 年に開始され順次拡充を図ってまいりました生産費調査を、平成 7 年調査から統合・再編いたしまして、農業経営統計調査という現在の名称で実施しているものです。

このような調査の沿革から、調査範囲・報告者数の欄にございますように、調査は経営統計調査と生産費調査に大別され、更に農家等の個別経営体と農業法人等の組織法人経営体に区分して実施されてございます。なお、報告者は、農林業センサスを母集団情報として、5 年ごとに抽出替えされております。このため、基本的には 5 年間継続して調査を受けることとなります。

調査票でございますが、現在は個人か法人か対象によって若干の差異はあるものの、現金出納帳、作業日誌及び経営台帳の 3 種類で調査が行われております。また、調査対象期間欄のとおり、生産費調査につきましては、対象作物の栽培サイクルによって始期が異なるものの、それぞれ 1 年間の状況を把握することになってございます。

また、この調査は、調査組織欄のとおり、農林水産省の地方統計組織を通じまして、職員・調査員により調査票を配布し、回収時には郵送・オンライン回答も可能とする方法で実施されております。

この調査票、調査の流れを、次のスライド 2 で、もう少し詳しく説明いたします。

農業経営に要した資材等の支払額や農畜産物の販売金額等を記入していただく現金出納帳、また、日々の労働時間や使用資材等を記入していただく作業日誌及び固定資産や預貯金、借入金等を把握する経営台帳の 3 種類の調査票を、報告者の方は職員等の支援も得ながら、自計あるいは職員による聞き取り調査等によって作成しています。

現金出納帳と作業日誌は、確認の意味も込めまして数カ月ごとに、経営台帳は 1 年ごとに回収した上で、農林水産省の出先機関におきまして、必要な審査やコーディングを行い、調査システムに入力するという、報告者にとっても、また実査機関にとっても、負担の重い調査となっています。

このような御負担を基に集計される結果につきましては、次のスライド 3 のとおり、農林水産省の食料・農業・農村基本計画と併せて作成されます農業経営モデルとか、国民経済計算、産業連関表、県民経済計算等の作成基礎データ、また、各種交付金・補給金等の算定基礎資料として、幅広く利活用されているところです。

なお、この調査では、次のスライド 4 の左側にございますように、調査の結果を個々に集計して、個々の報告者ごとに提供しております。かなり特徴的なものですが、経営状況を各種のデータから集計した結果を、またその報告者に還元する措置が講じられているところです。

次に、スライド5以降で、今回の主な変更点を説明いたします。本調査につきましては、従来から食料・農業・農村基本計画等の施策の変化に応じまして必要な見直しを行っているところですが、本年6月に作成されました「農林水産業・地域の活力創造プラン」等を踏まえまして、担い手層における経営収支データの把握充実、経営の多角化状況のよりの確な把握等が求められているほか、先ほど説明いたしましたように、報告者の負担軽減、調査実施の効率化等を推進するため、平成31年の調査から、調査計画の大幅な見直しを計画しています。

まず、現在、個別経営体に位置付けられている一戸一法人につきましては、本委員会の平成28年7月答申、前回答申におけます今後の課題においても指摘されておりますが、雇用が発生するなど、外形的には組織法人経営体に区分されている法人と遜色がない状況も生まれてきているため、経営統計調査におきましては、法人経営体と位置付けを変えることとしております。

あわせて、次のスライド6のとおり、その法人経営体のサンプル数を拡大いたしまして、農業経営の中核となっている法人経営体の収支状況等を、よりの確に把握することとしております。

また、生産費調査では、一戸一法人の取扱いは変更いたしません。従来どおり、組織法人経営体には含まれないわけですが、組織法人経営体のサンプル数を倍増することとしています。

さらに、上段にございますように、品目別の目標精度の引き上げや、全体のサンプル数の抑制にも配慮しつつ、大規模階層の区分を細分化し、個人を中心としました小規模階層のサンプル数を縮減するなどの標本設計の見直しを行う計画としています。

次に、スライド7のとおり、先ほど説明しました現在の現金出納帳や作業日誌に日々記入を求める方法から、年1回、経営統計調査及び生産費調査の調査票への記入を求める方法に見直しを行うことにより、報告者・実査機関、双方の負担の軽減を図ることとしております。

なお、経営統計調査票は、個人・法人の別に2種類、それから生産費統計調査票は、品目別や一部個人・法人別になってございますので、計16種類の調査票に細分化され、それぞれ作成することになりますので、非常に今回の計画の中で大部になる資料となっております。

また、スライド8のとおり、新たな経営統計調査票のうち、収支に係る調査項目につきましては、税務申告書類や企業会計基準に基づく貸借対照表等から転記できるように配慮し、報告者の負担軽減を図ることとしております。

変更事項の最後は、スライド9のとおり、利用者のニーズを踏まえた表章項目の細分化、表章項目の統一など、集計・表章の見直しを行うものです。

以上のとおり、今般の変更は、調査対象の区分から、標本設計、調査方法、調査事項、そして集計事項と、調査計画の全般を見直すものとなっております。

また、次のスライド10につきまして説明させていただきます。本委員会の前回答申における今後の対応状況です。2つございますが、上段の調査対象区分の見直しのうち、一

戸一法人を含む経営体区分の変更につきましては今回の調査計画に盛り込まれておりますが、NPO法人については現段階では対応困難との整理になっています。

次に、下段のほ場間や団地への距離につきましては、農地の集積・分散等が及ぼす生産コストへの影響をよりの確に把握するよう検討を求めたものですが、これについては検討にはしばらく時間が必要との回答となっています。

最後になりますが、スライド 11 は、現時点で想定しております主な論点です。

1 点目は、経営統計調査と生産費調査で異なる戸一法人の取扱いです。これにつきましては、統計間の整合性確保や結果利用の観点から、結果表章時の対応も含め、御検討いただければと考えています。

2 点目は、標本設計の見直しです。今回の変更計画では、全体の報告者数の抑制を図りつつ、法人を中心に大規模階層区分の細分化等が計画されておりますが、戸一法人の取扱いを含め、標本設計の見直し等を御検討いただければと考えています。

3 点目は、日々記入を前提とした調査票の見直しを含めた調査方法の変更です。この日々記入の現行調査票を変更することに関しましては、報告者の負担軽減、調査の効率化の観点からは、おおむね適当な方向性と考えられるものですが、一方で、これまでのこまめな記入や職員等による記入支援が、この調査の結果精度の維持に大きな役割を果たしてきたことを勘案すれば、これまでの正確性を維持する上で、今回の計画は十分かなどを御検討いただければと考えております。

4 点目は、調査事項の変更です。今回の変更計画は、農業を取り巻く環境変化を踏まえ、農業経営の実態をより一層的確に把握することを目的としておりますが、そのような環境変化や農業経営の実態を踏まえた調査事項となっているかを御検討いただければと考えています。

5 点目は、集計事項の変更です。今回の変更計画では、集計事項の詳細化、他産業との比較可能性向上、更には個人経営体と法人経営体を統合した農業経営体の集計結果の提供等、提供情報の充実を図る一方で、戸一法人の取扱いのように、時系列比較や、経営統計と生産費統計の比較分析などへの留意や、情報提供の充実を図る必要がないかなどを御検討いただければと考えております。

最後に、一部検討を継続することになっております平成 28 年答申における今後の課題の対応状況につきましては、今後の取組の推進を図る観点から、取組の方向性等についてアドバイス等を御検討いただければと考えています。

私からの説明は、以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。本件は、産業統計部会に付託いたしまして、詳細については同部会で御審議いただくこととしておりますが、ここで特段の御質問、御意見等はございますか。

宮川委員、どうぞ。

○宮川委員 私、全般をよく理解できていないと思うのですが、今の御説明では、スライド 7 の調査計画の変更で調査体系を現行の現金出納帳、作業日誌、経営台帳から、変更案で経営統計調査の調査票、生産費調査の調査票に変えていく。その中で、スライド 8 の変

更案では、現金出納帳を貸借対照表と損益計算書の企業会計基準に合わせたもので提出していただくことだと思います。

その中で、細かいところで恐縮ですが、資料を見せていただいて、資産部門について、建物・構築物や農機具等が資産部門で計上されているのは結構だと思うのですが、損益計算書のところで、こちらに対応する償却費がどこを見ても見当たらないように思うのです。

それで、多分、農機具は取得金額が 10 万円未満ですから、費用化されたもので、資産化されるものではないと思いますので、資産化されるものについて、普通、企業会計であれば、償却分が費用として項目として計上される必要があるのではないかと思ったのですが、その点はどこかに含まれていると解釈していいのでしょうか。

○西村委員長 どうぞ。

○青山農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課統計管理官 私からお答えしますけれども、償却費は、右に損益計算書の経費の欄がございます。全部は載せておりませんが、ここに減価償却費で計上される形になってございます。

○宮川委員 減価償却費の項目を経費のところで新たに加えた調査票になる予定だと、このようなことでよろしいのでしょうか。

○青山農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課統計管理官 そうでございます。

○宮川委員 了解しました。

○西村委員長 ということは、これ、損益計算書のところに新しい項目が加わるのですか。

○青山農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課統計管理官 そうです。

○西村委員長 分かりました。ほかにいかがでしょうか。

今回の変更は、農業政策を取り巻く環境の変化や、報告者・実査の負担軽減、これは報告者だけではなくて、実査も非常に重い負担ですので、こちらを含めた負担軽減を勘案した見直しと理解しております。先ほどの農林水産業センサスにおける答申にもありましたように、農業政策が大きく変化する中で、この調査においても、今回の見直しが今後の政策の中でどのようにいかされていくのか、特にEBPMという観点から見ても更なる改善の余地はないのかも御審議いただければと思っております。

また、従来の作業日誌や現金出納帳、分かりやすいですけれども、それを日々記帳する方式から、年間の状況を取りまとめて調査票に記入することによる報告者の負担や結果の影響にも御留意いただければと思っております。これは建前だけではなくて、実際にどうなっていたか、こちらを含めて今後どうすべきかを考えていただきたいと思っております。

一方で、変更内容は、標本設計、調査票を含めた調査事項、調査の方法から集計内容まで、大改革と言うにふさわしい多岐にわたるものになっておりますので、いかに効率的かつ重点的に審議するかも大きなポイントになるかと思っております。その点は部会長を中心に御検討いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、本件については、今の御意見も踏まえまして、産業統計部会で御審議いただきまして、その結果について本委員会に御報告いただくこととしたいと思っております。それでは、河井部会長、よろしく願いいたします。

それでは、次の議事に移ります。資料4-1にあるとおり、専門委員について、本日8月28日付で1名が任命されております。統計委員会令第1条第2項の規定により、部会に所属すべき専門委員は委員長が指名するとされておりますので、専門委員の所属を資料4-2のとおりと指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、次の議事に移ります。「シェアリングエコノミー（委託調査）の結果報告について」です。御担当の内閣府から御説明をお願いいたします。

○長谷川内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官 恐れ入りますが、資料5をお開きいただきたいと思っております。「シェアリングエコノミー等新分野の経済活動の計測に関する調査研究」報告書の概要でございます。この研究につきましては、統計委員会担当室と私どもとで共同して昨年度から実施してまいりました。

恐れ入りますが、ページが飛びますが、3ページ目、4ページ目を御覧いただきたいと思っております。調査の目的、それから概要でございますが、皆様御案内のとおり、シェアリングエコノミー、マーケットが、近年、非常に拡大しておりまして、その実態の把握、それから私どもSNAにおけます概念及び現行推計方法との関係の整理、また生産額捕捉のための情報源と申しますか、基礎統計の検討が、非常に大きな課題になっております。統計改革の基本方針、あるいは今年3月閣議決定されました基本計画においても、アジェンダとして載っているところです。

4ページ目を御覧いただきますと、各種ヒアリング調査なり、あるいは文献調査をやっけてまいりました。例えば国内のシェアリングエコノミーのプラットフォーム事業者のヒアリングとか、あるいは最近設立されました業界団体へのヒアリング、それからあと、シェアリングエコノミー支援に積極的に取り組む自治体に対してもヒアリングを行ったところ

です。5ページ目でございますが、これは研究会の体制でございます。慶応大学の清田委員に座長になっていただきまして、西村委員長にもメンバーに入らせていただきまして、また、シェアリングエコノミー協会にも御協力いただいたところです。

まず、研究のスタートといたしまして、6ページ目、7ページ目を御覧いただきたいと思っております。7ページ目でございますが、まず、シェアリングエコノミー及びインターネット上の無償サービスの概要として、この整理をさせていただいたところです。

まず、左のシェアリングエコノミーを見ますと、個人等が保有します活用可能な資産、遊休資産になるわけですが、そうしたものを、インターネット上のマッチングプラットフォームを介しまして、他の個人も利用可能とします経済活性化活動で、新しいサービスの需要を掘り起こすものとして、最近、そのマーケットが拡大しています。

今回の研究に関しましては、2つ目のポツに記載してありますように、少しカテゴリーを設定いたしまして、スペース、それから移動、それからスキル・時間、そしてモノ、カネ、それらをカテゴライズいたしまして、シェアの形態も、レンタルから売買までを対象としています。

イメージ図を見ますと、これも御案内のとおりだと思っておりますが、下を見ますと、供給者・需要者とありまして、これが通常取引と違いまして、個人対個人、ピア・トゥー・

ピアで、あるいはC to Cとも言われていますが、こちらが非常に最近、真ん中の上に記載してありますように、マッチングプラットフォーム、ウーバーなり、あるいはエアビーアンドビー、その企業を介して、それぞれにそれぞれが手数料を支払って、サービス・財の売買取引を行っています。

また、一方、こうしたシェアリングエコノミーとともに注目されておりますのが、右側のインターネット上の無償サービスでございます。御案内のとおり、インターネット上のヤフーとか、あるいはグーグルの検索サービス、それから地図サービス、音楽とかそうしたコンテンツ配信や各種アプリケーションも含めて、無償で利用できるサービスが非常に普及しているところです。

そうしたものの構造を少し整理いたしまして見ていただきますと、下の供給者のサービスの提供者、これがIT企業でございます。これが広告主に、バナーを販売いたしまして、広告主から広告料が支払われています。これを元手にして、右に記載してありますように、サービスの利用者、個人に、無償の各種サービスの提供を行っている。このような構図で整理されるのかと思っております。

こうした構図、あるいは現状の捕捉について、国際的にも、各国あるいは国際機関においても議論されているところの整理が、2.2に記載されているところです。まず、シェアリングエコノミーでございますが、SEで略称しておりますが、それと経済統計における計測として、各国の有力なエコノミストたちが整理したところを記載いたしております。

まず、シェアリングエコノミーの経済統計に及ぼす影響として、従来の非市場活動がマネタイズ（収益化）される一方、GDPとしての活動の一部しか、なかなか捉えることができない、仲介企業の仲介手数料ぐらいしか捉えないのではないかとこの視点がございます。

また、2つ目のポツにも記載してありますように、生産性とか計測するに当たっては、個人あるいは世帯の労働時間も必要になりますが、なかなか捕捉できないです。

それからあと、日本ではまだまだでございますけれども、自動車などの耐久消費財、これが生産活動に用いられる場合、SNAでは基本的には投資として計上されるべきものを、今は、家計の耐久消費財として扱っているわけですが、どのようにそれを計上していくかが問題になっています。

一方、民泊に関しましては、誤解が一部に少しあるようですが、SNA上では計上されていないとの指摘もありますけれども、実は帰属家賃として一部計上済みであることは、国際的にも指摘がなされています。

また、シェアリングエコノミーにおけますサービス提供のための中間投入の把握も、課題としているところです。

飛ばしていただきまして、次のページの2.2を御覧いただきたいと思っております。SNAにおける枠組みにおいて、シェアリングエコノミーをどう整理するかについて、9ページで模式的に示しております。上と下が上下でありますけれども、SNAにおける生産の境界がありまして、こちらの外が上、下が内側、そして、左右に分かれておりますが、統計上、左側が捕捉済み、右側が、まだ未捕捉と整理しております。

まず、①に記載してありますように、外側にありますが、アプリでいろいろと今、中古品とかフリマで売買されていて、それらは実を言いますと、もう既に生産されたものですので、中古品の本体は、生産の外、また、C t o Cの金融取引は外になります。

一方、左側の③を見ていただきますと、今、捕捉されているものですが、こちらはプラットフォーム企業の手数料収入とか、あるいは民泊の一部、先ほど申し上げました帰属家賃、それから家事サービス業の国勢調査を使用した推計は捕捉されていると考えられます。

一方、残念ながら、生産の境界内ですけれども捕捉できないと考えられるものが、C t o C、個人間で取引された財貨・サービスの本体と、それからクラウドファンディングによるC t o Cの金融サービスとが、捕捉できていないのではと整理されております。

各国の動向を2.3に記載しております。一次統計、それからSNAでの勘定体系、それから税制の3側面におきまして、捕捉の調査をいたしたところです。各国ともシェアリングエコノミーの捕捉は非常に大きな課題、なかなか悩ましい問題でありますけれども、いろいろな取組がなされているところです。

例えば一番上のイギリスの取組になりますと、まず、何がプラットフォーム事業者か決めるに当たって、右側に記載してあります決定樹、ツリーを開発したりとか、あるいは2つ目のポツに記載してありますように、労働力調査とか家計調査で何とか工夫できないかとか、それから、データサイエンスの活用等も使ってプラットフォーム事業者を識別する手法を開発する各種の取組が進められているところです。

恐れ入りますが、13 ページを御覧いただきたいと思います。現行の我が国の中で、どのような整理、業態を類型化できるかを整理いたしました。冒頭、幾つかにカテゴライズいたしましたと申し上げましたが、こちらが左側に記載してありまして、スペース、移動、モノ、スキル・時間、カネです。

類型といたしまして、スペースですが、民泊とかその他の不動産賃貸、その他として、事業内容を具体的に、日本ではこうしたものが、今、該当するのではないかについて類型化いたしました。

それから、2つ目の移動でございます。これが日本の場合、まだ、ウーバーのようなサービスについては広がっていないので、まだまだの分野だと思っておりますけれども、一応、ライドシェア、そしてタクシー等のマッチング、乗り物のシェア、それからレンタカー、こうしたものがシェアリングエコノミーとして該当すると思っております。

それから、最近非常に増えていますが、モノのレンタルとして、服飾・雑貨等の個人の貸し借り、それから中古品の売買として、利用されている方も多いたと思っておりますけれども、このようなものが増えている。それからハンドメイドの品々についても、例えばアクセサリー、それから小物など、個人で作って、そして個人に売るところが増えていきます。

それから、スキル・時間に関しては、家事サービスもしくは家政婦のマッチングなり、あるいはイラストの作成とか、そうした、すき間時間と申しますか、そのようなものを使って様々なサービスを提供する、そのようなフリーマーケットがあると思っております。

それから、カネについては、クラウドファンディングとして、寄付型、購入型、投資型などが行われている状況を、このような形で整理いたしました。

こうした活動を、SNAでどのような落とし込み、整理ができるかについて、15 ページ以下で整理いたしております。SUTのフレームワークを用いた整理として、例えばスペースのシェアになりますと、15 ページの左上が該当します。プラットフォームの事業者が海外法人で、宿泊者が国内の居住者で、それで国内でサービスを消費する国内の旅行をイメージしたものです。そして、下の2つがホストとゲストで、宿泊料が何に当たるか、そして、多くの場合、プラットフォーム事業者が海外におりますので、それらがそれぞれ手数料を払うのであれば、輸入となる。

一方、ホストから左の、点線がかかっていますけれども、矢印はお金の流れです。民泊をするに当たっては、鍵とか、あるいは清掃の代行業者などの民泊管理が必要になってきますので、それにどれだけ手数料なりお金を払っているか、そうした情報も必要になってきます。

③に記載してありますのが訪日外国人の事例でして、宿泊者が海外居住者、そして国内でサービスを消費するところです。ゲストからホストに支払う宿泊料が輸出として、爆買と同様の並びのサービスとしてカウントされます。

海外のゲストでございますので、その海外事業者に対しての支払いについては、非居住者間の取引になったり、あるいは中間事業者でありますプラットフォーム事業者が、いろいろと保険業者、あるいは決済代行業者のいろいろなサービスを消費しますので、それは非居住者間の取引となります。この分野については、どこまで今後必要になってくるかわかりませんが、計測的にはだんだん難しくなってくる分野ではないかと思っております。

このような形でSNAに整理いたしまして、どのような主体間の取引でどのようなデータが必要かを整理いたしました。20 ページを御覧いただきたいと思いますけれども、こうした整理学のもとで、また、各種の仮定を置きまして、今の生産額の規模感を推計したものを示いたします。

御注意いただきたいのは、シェアリングエコノミーのカテゴリーですけれども、移動については、ウーバーも含めて、まだまだマーケットが非常に小さいので、今回、その分野については計測しないこととしております。

それぞれのスペース、モノ、スキル・時間、カネで、SNAの境界外になるもの、それから、境界内ではあるけれども捕捉できないものと、それから、現状捕捉されていると考えられるものを整理いたしました。それぞれ既存の研究、それから私どもでヒアリングを行った結果をベースに、例えば手数料の率とか、そうしたものをベースにして推計いたしました。

まず、スペースのところを見ますと、残念ながら捕捉できていない分野のものが幾つかございますが、これが700億円から1,000億円程度ではないか。要は無許可でやっている民泊を中心に捕捉できていない、なおかつ帰属家賃でもカバーできていないのが700億円から1,000億円程度です。

一方、右側の捕捉できているのではないかとしたところでは、仲介手数料なり、あるいは持ち家の帰属家賃、先ほど申し上げましたが、余り多くはないのですけれども、それらを足し上げますと 700 億円から 800 億円程度、トータルとしてスペースのマーケットは 1,400 億円から 1,800 億円程度、幅を見ていただきたいと思います、この程度の規模ではないかと思っています。

また、モノですが、このカテゴリーの中で一番大きい分野になると思います。一番左側を見ますと、中古品は、SNAの生産境界外ですが、そのシェアが大きいとして、2,700 億円から 2,750 億円程度としています。

一方、真ん中の捕捉できないところが 150 億円程度であり、アクセサリとか小物とか、ハンドメイドの分野は、個人対個人のところでは捕捉できないと考えております。

一方、その右側の 100 億円から 150 億円程度のところは、中間手数料ですので、恐らく捕捉できているだろうとし、トータルとして、フリマアプリのようなものに関するマーケットは、3,000 億円程度が見込まれています。

次に、スキル・時間では、真ん中の捕捉できていないと考えられますのが、上のモノと同様に、家事サービスとか、あるいは先ほどのイラストとか文章を作成したりとか、そのようなものは、恐らく C to C の分野は捕捉されておらず、規模感では 100 億円から 200 億円程度です。

それから、右側の 50 億円程度というのは、これは手数料で、これは事業者が対象ですので、捕捉されていて 150 億円から 250 億円程度でございます。

それから、一番下のカネの分野でございますが、これは金融取引として計上になりますのが左側に記載してありますが、これは 550 億円から 600 億円程度です。

そして、③の 150 億円から 200 億円程度のところは、金融取引の手数料で、恐らくは捕捉できていて 150 億円から 200 億円程度です。

トータルといたしまして、マーケット全体としては 4,700 億円から 5,250 億円程度。真ん中の少しブルーで囲ってあります 950 億円から 1,350 億円程度が、今の GDP には反映されていない部分で捕捉して計上しております。

なお、先月公表いたしましたところ、一部のメディアで、この捕捉されていない部分等について、次の基準改定で反映との報道がございましたが、まだ具体的なスケジュールについては決まっておきませんので、お含みおきいただきたいと思います。

最後になりますが、23 ページ、24 ページで、GDP 統計における反映方法の検討です。なかなか捕捉が難しい分野でありますので、GDP 推計体系の取り込み、それから各種経済統計の取り込み、それから新たな枠組みの検討で整理しておりますけれども、特に各種基礎統計の取り込みは、24 ページを御覧いただきたいと思いますけれども、分類、それから企業統計、家計統計、それから行政記録、それから企業のデータの利活用とか、あるいはサーバーのデータの利活用とか、あるいは資金循環統計、国際収支統計への取り込み等の、今後考えられます利活用としての候補の情報源について記載しております。また、今後どのような対応が考えられるかを、一連の作業で、ここで整理しております。

今年度も引き続き、この研究は進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○西村委員長 ありがとうございます。内閣府の説明につきまして、御質問あるいは御意見等ございますか。

中村委員、どうぞ。

○中村委員 大変興味深いトピックです。民泊の件ですけれども、一部は既に帰属家賃として把握されているとのことですが、これは確か持ち主が居住している住宅を民泊で提供した場合に帰属家賃として計測されていて、そうでない場合は把握されていないと思うのですが、ただ、帰属家賃はオーナーによって消費されるものですから、こちらを民泊で来ている人に分け与えてやるとの考え方は何かおかしい気がします。それと、帰属家賃については、住居の活用状況というか、稼働率とか、セカンドハウスについても帰属家賃が発生するわけですから、そのようなものは考慮しないので、だから、自宅の一部を民泊に提供していることによって、それを自らは使っていないことを考慮するのは、何かおかしい感じが、私はします。感想ですけれども。

○西村委員長 どうぞ。

○長谷川内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官 ありがとうございます。確かにその整理は非常に難しいと思っております。帰属家賃、自らが自らに貸す分野と、これから民泊で、今度は新しく宿泊サービスがありますので、その整理と、それから、今おっしゃいましたように、帰属家賃は、あくまでも自分が利用しているのが前提でありますので、投資用とか、あるいは空き室みたいなところが基本的には捕捉されていないとカウントしますけれども、できるだけ現実に合わせた形で整理させていただいて、推計してみたいと思います。

○西村委員長 ほかにいかがでしょうか。

今の帰属家賃は、基本的には、帰属家賃は自分で使うところを、しかしそれは市場で借りた場合には幾らかとやるわけですね。ところが、こちらは要するに住居として使う場合で、こちらをホテルとして使う場合には、当然のことながら、こちらは事業として使うケースになりますから、当然そこにリスクプレミアムがかなりの部分入ってくる形になりますし、それからコストも掛かる形になりますから、正確にはそのようなものもきちんと把握してやらなくてはいけないとなるわけで、これは実際にやろうとするとすごく大変な作業になるので、ある種の推計のモデルみたいなのが多分必要になってくるだろうと思います。こちらを含めて、これからもいろいろと研究していく形になると思います。

今回の内閣府の調査結果によりまして、日本におけるシェアリングエコノミーの活動の実態について、これはまだ、かなりとしか言いようがないのですが、かなり詳細な内容が把握できたのだと思います。また、供給・使用表における記録の方法、それからGDPへの計上の方法について概念整理は進んだと思います。

シェアリングエコノミーは、今日、御説明があったのですが、もう1点、インターネットで重要なのは無償サービスのことですが、その無償サービスとは異なりまして、経済活動の捕捉の点で、理論的・概念的な困難があるわけではありませぬので、実用的な困難さが問題となるわけです。

シェアリングエコノミーは、個人事業者と、それから家計の取引、C to Cの取引が主になっており、統計調査によってその活動の全貌を把握するのは、統計調査の実査の可能性やコストの面では大きな困難が伴うこととなります。統計改革推進会議でも議論になった統計のカバレッジの拡大の問題の一つと位置付ける形に、多分なるのではないかと思います。

また、先ほどもありましたが、民泊サービスにおける帰属家賃の調整、それからモノの分野における中古品と新品の区別など、GDPの計測には欠かせない細かい情報が必要になってきます。このようなことについて精緻な計測を実現するに当たっての課題は少ないと思います。

内閣府からの報告にもありましたように、これらの課題の解決のためには、シェアリングエコノミーの実態を効率的に把握するために、取引の仲介を担い、多くの取引情報が集約されているプラットフォーム企業からの情報の入手が重要になると考えられます。

この点で、プラットフォーム企業が海外にある場合大きな問題が生じます。しかも、海外がOECDの国とかそのような国であれば、ある程度の協力は得られると思いますが、そうではない国がある。そのような国に対してどのように情報提供をお願いしていくのか、情報提供ができない場合にはどのようにしていくのかについては、非常に難しい問題があります。

これはシェアリングエコノミーだけではなくて、例えばクレジットカードの情報なりで日本における消費の状況を把握したいとしても、同じ問題が実はあるわけで、そのようなものを含めて、国際的な何らかの枠組みなりを考えていかななくてはいけないのだろうと考えています。考えていますが、これは実際やろうとするとすごく大変なことになりますので、その点については今後の課題になると思います。

内閣府では、事務局と協力して、今年度も引き続き、調査研究を続ける予定であると承知しております。世間での注目度も非常に高い案件でありますので、シェアリングエコノミーの捕捉に向けて、実査面上の困難を克服し、これは日本国内ではなくて、日本国内を含めた世界全体での困難ということですが、こちらを克服して、近い将来におけるGDPへの実装に向けた、より具体的な検討をお願いしたいと思います。

それでは、次の議事、毎月勤労統計に移ります。これは、前回の統計委員会において、厚生労働省に対して、ベンチマーク変更の影響、調査先の脱落の状況などについて、新たな情報提供を求めたものです。また、これに関して、7月の国民経済計算体系的整備部会において、内閣府から「毎月勤労統計のベンチマーク更新に伴う遡及補正に関する情報提供について、統計委員会において検討していただきたい」旨の要望が寄せられたとのことでした。このため、私から事務局に対して、議論のたたき台を準備するように指示しております。そこで、まず、厚生労働省から御説明をいただきまして、続けて事務局からたたき台の説明をお願いしたいと思います。

それでは、厚生労働省からお願いいたします。

○野地厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） それでは、私から資料6-1に沿いまして、毎月勤労統計のローテーションサンプリングの導入に伴います対応状況につきまして御説明いたします。

毎月勤労統計調査は、その名が示しますとおり、毎月実施しております事業所を対象とした調査でございます。資料2ページの冒頭にありますように、30人以上の規模の事業所は、平成27年まで二、三年ごとに、新たに抽出した事業所に総入替えしてまいりました。

具体的には3ページにございますが、別添1の資料の図を御覧ください。平成27年1月に、最後の調査対象事業所の総入替えを実施いたしました。平成30年と31年につきましては、経過措置として、変則的な入替えとなっております。平成30年1月には、調査対象の半分を新たな事業所に入れ替えました。平成31年は、残り半分の事業所を入れ替えます。平成32年以降は、毎年、全体の3分の1ずつを入れ替える予定でございます。

なお、図の矢印に重なっている部分がございますが、これは入替えの影響を見るために、入替えを行う1月だけは、新たに調査対象となる事業所に加えて、調査対象を外れる事業所も調査しております。もちろん、その結果も公表いたしております。

資料の2ページに戻りますが、中ほど2に、共通事業所による前年同月比の参考提供とあります。ローテーションサンプリングを導入いたしましたので、毎月の調査対象事業所の多くは、前年も調査対象となります。そこで、前年同月も調査に回答した事業所だけを、その月と前年の同じ月について集計いたしまして、その結果で前年同月比を算出しております。この共通事業所による前年同月比を、参考指標として公表してございます。この結果は、4ページ番号の別添2-1にあります。

比較のために、同じレイアウトで、公表値、つまり共通事業所も含めた全体の事業所につきまして集計した結果を次のページにお示ししてございます。数字が並んでいるだけでは分かりにくいので、グラフにしたものを、6ページの別添2-3に付けました。共通事業所の結果は青の破線でございます。赤の実線が公表値になっております。上のグラフは賃金の全額であります現金給与総額で、下のグラフは、賞与や残業手当などを除いた賃金の基本部分で所定内給与でございます。数で言えば共通事業所が少なくなっております。特に下のグラフでございますが、共通事業所が結果の変動が少ない安定した数値となっております。平成32年以降につきましては、共通事業所の割合が現在より少し増えますので、更に安定した結果を提供できるものと考えております。

続きまして、7ページの別添3を御覧ください。上の表は、調査対象を入れ替えたときに発生する新旧の調査対象による調査結果を比較したものでございます。先ほど御説明いたしましたとおり、これまで、30人以上の調査対象事業所を入れ替える場合、総入替え方式をとっておりました。平成30年1月は、調査対象事業所の半分を入れ替えました。

上の表の一番下の行ですが、平成30年で新とあります部分につきましては、新たに調査対象になった事業所だけでなく、入替えのなかった事業所も加えて集計した結果でございます。同様に、旧とありますのは、入替えで調査対象から外れた事業所だけでなく、入替えのなかった事業所も加えて集計したものでございます。今回の入替時、つまり30年の1月の結果を新と旧で比較いたしますと、額では2,086円、率では0.8%の差がござい

ます。同じページの下の表は、30人以上の規模の事業所を集計した結果を見たものでございます。

続きまして、8ページの別添4でございますが、ただ今御覧いただきましたとおり、平成30年1月の入替えでは、調査対象事業所の入替時に2,086円の差ができました。この差が生じた要因につきましては、調査対象事業所の入替えだけではなく、毎月勤労統計調査では、平均賃金などの計算に産業規模別の労働者数を使っておりますが、現在の経済構造を反映するため、経済センサスなどの全数調査の結果、信頼できる常用労働者数が得られた場合に、その数字をベンチマークとしております。平成30年1月の入替えに合わせて、ベンチマークにつきましても、平成26年経済センサス-基礎調査の結果で更新いたしました。平成30年1月に生じた2,086円の差のうち、295円が調査対象事業所の入替えによるもので、1,791円がベンチマークの更新によるものでございました。

具体的には、ベンチマークの更新によりまして、5人から29人規模の事業所の労働者割合が43.9%から41.1%に減少いたしました。こちらはこの資料の下に出ておりますが、規模の小さい事業所は相対的に賃金水準が低くなっておりまして、大きな事業所の給与水準は高くなっております。規模の大きな事業所の労働者のウエイトが高まることで、平均賃金は高い方に修正されました。

なお、先ほど紹介いたしました共通事業所の集計では、ベンチマークの更新による影響などを除くため、前年比を比較する際に、前年も当年と同じ労働者ウエイトを使って計算しております。

次に、9ページの今後の対応でございます。1に、共通事業所による前年同月比の参考提供の充実とございます。これまでは共通事業所による調査結果は、賃金でしたら、現金給与と決まって支給する給与と所定内給与の3項目について公表しておりましたが、これらに加えて所定外給与と特別給与も公表することといたします。また、産業別の数字につきましては公表しておりませんので、調査産業計だけでしたが、今後につきましては、製造業、卸売業、小売業など主要な産業について、結果を公表することとしております。さらに、前年同月比に加えて、平均賃金額などの数字も公表いたします。これらの数字は、平成29年1月以降について公表しておりましたが、更に1年遡って、平成28年1月まで計算することといたしました。

2に、労働者数推計のベンチマークの更新による影響の公表とございます。これまでは、調査対象事業所の入替えと同時にベンチマークを更新したときにはそれらの影響を分析して公表しておりませんでした。今後につきましては、ベンチマークの更新の影響分をホームページなどで公表することといたしました。

次のページに、調査票の提出率の推移を表にしたものがございます。10ページでございます。平成27年1月に、30人以上の規模の調査対象事業所の総入替えを実施いたしました。事業所に対しまして、当初は、平成29年1月まで2年間、調査に御協力いただくようお願いいたしました。しかしながら、今回、調査の改正に伴いまして、更に1年ないし2年延長して調査に御協力いただくよう、改めてお願いいたしました。

この延長で、平成 29 年から提出率が大きく下がるのではないかと、そして調査結果に大きな影響が表れるのではないかと御心配いただきました。しかし、御覧いただきますと分かりますとおり、トレンドとして低下傾向にあることは否定できませんが、調査期間を延長したことにより調査結果に影響するほど提出率は低下いたしませんでした。これは都道府県の方々を始めとして関係者の方々の御努力によるものと思っておりますが、さらに、私どもの方で詳しく、調査期間を 2 年間延長した 30 人以上の規模の事業所を取り出して、今年 1 月の提出率を、粗くなりますが試算いたしましたところ、76.1%でした。この数字は概算値でございますので、実際にはこれより少し高いはずです。ちなみに、今年 1 月から新たに調査対象となった 30 人以上の規模の事業所の提出率の概算値も、同じ 76.1 となっております。

なお、この表の数字は両方ともやや低くなっておりますけれども、こちらの資料でございます数字は、5 人から 29 人規模の事業所も一緒に合わせた数字でございます。5 人から 29 人規模につきましては調査員調査で、高い提出率でございます。そのため、若干、ただ今御紹介した数字が低くなっております。

次のページにつきましては、11 ページでございますが、共通事業所と公表値の集計結果を比較した表でございます。

最後のページは、過去に調査対象事業所の入替えやベンチマークを更新したときの集計結果につきまして、新旧の差を、調査対象の入替えの影響部分とベンチマークの更新による影響分を試算したものを付けております。

説明は以上でございます。

○西村委員長 ありがとうございます。続けて、事務局からお願いいたします。

○吉野総務省統計委員会担当室政策企画調査官 それでは、資料 6-2 及び資料 6-2 の別添 1 から別添 4 を御覧ください。別添はこれまでの経緯を整理したもので、経済財政諮問会議関連資料、未諮問基幹統計に係る審議結果報告、横断的課題検討部会の下に設置されました新旧データ接続検討ワーキンググループ会合の資料及び諮問 97 号「毎月勤労統計調査の変更について」の諮問と答申となっております。

資料 6-2 では、1. 経緯において、一連の流れを簡単に紹介しております。続く 2. 新旧データ接続検討ワーキンググループにおける検討及び諮問答申の概要において、それらの議論の概要を紹介しております。また、3 ページ目となりますが、3. 情報提供において、毎月勤労統計の情報提供に関する評価を整理しております。この部分が、内閣府からの要望に対する統計委員会としての回答案となります。改めて申し上げるまでもなく、資料 6-2 は、あくまで委員会において御審議いただくためのたたき台としての位置付けです。

それでは、これまでの経緯を説明いたします。資料 6-2、1. 経緯を御覧ください。平成 27 年 10 月、経済財政諮問会議において、麻生大臣が、GDP 推計の基となる基礎統計、これには毎月勤労統計が含まれますが、の充実に努める必要性を指摘されました。これを受けて、同年 11 月、諮問会議は統計委員会に対して、これらを始めとする諸課題について早急に検討し、方針を整理することを要請いたしました。

この要請を受けまして、統計委員会は、未諮問基幹統計審議の一環として関連の審議をいたしました。この中で、毎月勤労統計の改善などにつきましては、ローテーションサンプリングの導入に向け取り組むことが必要、賃金・労働時間指数の補正方法について引き続き検討していく必要、継続標本を利用して指数を作成し、参考系列として提供することを検討する必要などと結論付けました。

さらに、統計委員会は、先ほどの結論を踏まえまして、旧横断的課題検討部会のもとに新旧データ接続検討ワーキンググループを設置し、各種統計調査の接続方法に係る望ましい方法を整理いたしました。厚生労働省は、これらの統計委員会の整理に従いまして、「毎月勤労統計の変更について」を諮問いたしました。統計委員会は、これを適当と答申しております。

続いて、諮問・答申の具体的な内容ですが、裏面、2ページの中ほど、(2) 諮問・答申を御覧ください。諮問 97 号の答申「毎月勤労統計の変更について」では、平均賃金等の接続方法について、「遡及改定により過去の増減率が変更されることへの疑義」を指摘した上で、「ローテーションサンプリングの導入に伴い、新指数と旧指数をそのまま接続する」との諮問内容を、適当と評価しています。

これは、新旧指数をそのまま接続することが適当であると考えた上で、その場合でも、毎月勤労統計ですと、従前の手法のままでは断層が非常に大きくなってしまいます。そこで、これを縮小するための工夫としてローテーションサンプリングを導入したものと整理できようかと思えます。言うまでもなく、この諮問・答申の内容は、それまでの未諮問基幹統計の審議や、こちらに続く新旧データ接続ワーキンググループにおける検討を踏まえた内容となっております。

さて、3ページ目、3. 情報提供を御覧ください。今回、毎月勤労統計では、3番目の四角の下にある2つ目のチェックに整理してございますが、接続時点における新旧の賃金のギャップについて、標本交替による寄与とウェイト更新の寄与とに分割していることから、利用者自身が標本誤差とそれ以外の影響を分離して評価できるだけの情報が提供されています。これは有用な情報であり、適当と評価できます。

次の四角ですが、もっとも、毎月勤労統計には詳細な内訳系列があるため、ユーザーニーズ及び厚生労働省側の事務負担等を総合的に勘案しつつ、必要に応じて内訳系列についても同様な情報を提供することを検討すべきと整理いたしました。

また、次の四角ですが、厚生労働省の情報提供は、ユーザーにとって十分に分かりやすいものとはなっていない面があるように見受けられます。実際、ユーザーが必ずしも十分には理解しないまま利用している事例もあるようです。こうしたことから、より分かりやすい説明の工夫、利用者の理解促進に向けた取組など、情報提供全般の一層の充実を早急に図るべきであると結論付けております。これは、3の(1) 新旧指数の接続に関する情報に限定されるわけではなく、(2) 継続的に調査される共通事業所を用いた系列にも共通する課題です。

4ページとなりますが、以上の点を踏まえまして、統計委員会は厚生労働省に対して以下の点を要請するとしております。まず、新旧指数の接続に関する情報提供を円滑に進め、

かつ、継続サンプル系列の利用方法に関するユーザーの理解促進を図る。このため、総務省（統計委員会担当室）の協力を得て、①新旧指数の接続、②継続サンプル系列の利用方法、などに関する分かりやすい説明資料を作成し、次回の統計委員会に提出する。

こうした情報提供の充実とは別の課題となりますが、恐縮ですが、3ページにお戻りください。（2）継続的に調査される共通事業所を用いた系列の1つ上の四角でございます。今回の情報提供、つまり情報提供自体は有用なものが提供されましたが、実際の標本交替から約3カ月遅れての提供となりました。ユーザーの利便性向上や加工統計での利用ニーズを考慮いたしますと、早期の情報提供が望まれるところです。このため、今後は標本交替との同時の公表を目指すべきと整理いたしました。

以上、端的にまとめますと、情報提供の充実を早急に図る、次回以降の標本交替時は関連情報の提供を同時に実施するとなります。

事務局からの説明は以上です。御審議をお願いいたします。

○西村委員長 ありがとうございます。厚生労働省、それから事務局の説明について、御質問あるいは御意見等ございますか。

○中村委員 ただ今の厚生労働省からの御説明によりますと、今回は過去と比べまして、ベンチマークの更新の影響が大きいとのこと。小規模事業所のシェアが低下しているけれども、このような構造変化を適切に反映するため、ベンチマークのスムーズな更新が必要であると思います。厚生労働省の資料6の9ページにも触れられていますように、事業所母集団データベースを活用して、毎年、このベンチマークを更新していくことが最適だと考えられます。したがって、なるべく早くこのことが可能となるように、データベースの整備を推進してもらいたいと考えます。

ただ、当面の課題といたしましては、毎月勤労統計調査は、デフレ脱却の判断、あるいは消費との関連において、注目度の非常に高い重要な統計でありますので、多くの利用者があることを考えますと、断層についての分析や補正が可能となりますように、継続サンプルについての情報に鑑みまして、例えば産業別のベンチマークギャップなど、幅広く情報提供を行っていくことをお願いしたいと思います。

以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。それでは、野呂委員、どうぞ。

○野呂委員 ベーシックな質問になって恐縮ですが、そもそも平成27年のサンプル総入替えのときの事業所母集団データベースよりも、今回、部分入替えしたときの方が、母集団が更新されていたために、企業規模の割合がかなり違って、それで差が出たと理解しているわけですが、中村委員がおっしゃった話と同じですが、ベンチマーク自身の更新が毎年されないのであれば、今後の1年ごとの部分入替えについては、事業所母集団は変わらないと理解しています。そうすると、確かに現実とはかい離するものの、ベンチマーク入替えによるギャップというのは、今回は発生したけれども、次の部分入替えでは発生しないとの理解でいいのかが1点。

もう1つは、これは厚生労働省の問題ではないですけれども、次の経済センサスは、平成31年になるのですが、それ以降は、ほぼ毎年、事業所母集団が更新されていくという

ことだと、言い替えると、平成 31 年以降のベンチマーク更新によるギャップは 1 年分ぐらいに縮小するのかどうかをお聞きしたいのが 2 つ目です。

最後は、厚生労働省のホームページの毎月勤労統計調査のところを拝見しましたら、フレームは平成 30 年の最新のものを使っていますとの注があったように思いますが、平成 26 年のセンサスを使っていることと、ホームページに書かれていることとの意味合いの違いについて、こちらは非常に基本的ですけれども、教えていただければと思うのです。

○西村委員長 それでは、まとめてお願いします。

○野地厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） まず、中村委員からの御意見でございますが、ベンチマークに関する情報提供、特に産業別とのお話がございましたが、これにつきましては前向きに考えたい。少なくとも主要な産業につきましては提供する方向で考えたいと思います。

それから、共通する御質問、幾つかありましたが、野呂委員の御質問につきまして、まず、基本的な認識といたしましては、今回、ベンチマーク入替えいたしました、私ども、毎月勤労統計調査の中でも、ベンチマークを接続して少しずつ延長して推計しておりまして、そのずれが出てきてしまいました。前回のベンチマークは平成 21 年の経済センサスで、今回入れ替えたのは平成 26 年の経済センサスで、実際に入替えの作業につきましては、今回の毎月勤労統計調査の改正の都合もございまして、6 年分期間があいてしまった関係で、ずれが大きくなってしまったと認識しております。

それから、平成 30 年のフレームを使っているとの御質問もございましたが、こちらにつきましては、抽出の名簿が平成 30 年でございまして、母集団としての人数の確定したのものにつきましては、平成 26 年の経済センサス、フレームは 30 年でしたか、もう少し前です、平成 27 年か 28 年だったと思いますが、すみません、ややこしくて申し訳ないのですが、抽出するための名簿はもう少し新しいのですが、労働者数として確定したものにつきましては、平成 26 年の経済センサス、こちらは私ども、民営・公営併せて調査している関係で公営の部分も含めた全体的な労働者数が出てくるのが、これまでは経済センサス-基礎調査だけだったので、そのタイミングが平成 26 年のものであります。

今後につきましては、経済センサスのやり方も変わってきたりとか、あるいはビジネスフレームの運営の仕方も変わってくる話もございまして、総務省と相談しながら、どういった形でベンチマークとかそのようなものを更新していかれるのかにつきましては、私ども勉強しながら考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○西村委員長 次いで、事務局から追加的な説明はありますか。

○吉野総務省統計委員会担当室政策企画調査官 特にはございません。

○西村委員長 ほかに何かございますか。

関根委員、どうぞ。

○関根委員 私はギャップの話というよりも、前回と同じような発言になってしまうのですけれども、継続サンプルについてです。継続サンプルによる参考系列を非常に有用な情報と思っていることは前回申し上げたとおりですが、今回、この有用な系列を更に拡大す

ることを検討していただけるということが、先ほど9ページのスライドでおっしゃられたことだと思っておりますので、これは高く評価したいと思っております。是非よろしく願いいたします。

そう申し上げたうえで、ユーザーに対して分かりやすい情報提供や説明を工夫されることもお願いしたいと思います。例えば一例ですけれども、先ほど御説明の中にありました、継続サンプルですと、実は共通事業所は前年も当年と同じ労働者ウエイトを使って計算されているということ。当たり前と思われる事項かもしれませんが、私どものようなユーザーですら、実はその件が分からなくて、どうなっているのだろうと、この前、担当と2人で頭を抱えていたことがありまして、そのようなことも含めて情報を開示していただければ、更に有用な情報が活用できるようになるのではないかと考えておりますので、是非よろしく願いいたします。

○西村委員長 ほかにいかがでしょうか。 どうぞ。

○二村内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部長 内閣府からでございます。資料の6-2におきまして、情報提供の充実がうたわれてございますが、この辺について1件確認したいのですが、7月の国民経済計算体系的整備部会におきまして、私どもから毎月勤労統計の賃金指数等について、ベンチマーク更新に伴うギャップの平成29年12月以前の遡及補正值を参考として提供していただけないかと統計委員会に対して提案いたしました。こちらについて御提供いただけるのかを資料から読み取れなかったもので、確認させていただきたいと思っております。

○西村委員長 その点は非常に重要ですので、確認したいと思います。いかがですか。

○吉野総務省統計委員会担当室政策企画調査官 事務局から説明いたします。遡及補正值、つまり過去に遡って前年同月比を遡及して改定した値につきましては、もともとこの諮問審議を始める過程におきまして、非常に分かりにくい、使いにくいとの声がございましたことが、今回の諮問・答申に至った経緯でございます。このため、その点にフォーカスした指数を提供する必要はないのではないかと考えています。

一方で、そうしたニーズを持つユーザーが、実際に御対応いただけるような情報、材料としての情報を提供することが適切と考えておりまして、それゆえに、今回提供したウエイトと標本誤差を分けた情報は適当であると整理いたしましたし、また、先ほど中村委員からもございましたが、様々な系列、産業別とか、あるいはその他の系列、現金給与総額とか、いろいろな系列がございますので、そのようなものについてユーザーニーズが強いようであれば、関連の情報を提供していくことが必要ではないかと考えている次第でございます。

厚生労働省から、補足があれば。

○野地厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） 私ども、情報が不足しておりましたし、分かりにくかったとの御批判、確かにごもつともだと思いますので、我々なりにこれから努力していきたいとは考えております。ただ、マンパワー的な問題もございますので、何でもできるものではございませんが、ユーザーのニーズを考えて対応していきたいと思っております。

○西村委員長 今回の点ですが、もう1度確認です。内閣府から厚生労働省に対して必要となる情報の提供を求めたいとの御発言があり、最終的にはいろいろな言い方についてものがありますが、基本的には厚生労働省から前向きに検討するとの回答があったとまとめたいと思います。よろしいですか。

どうぞ。

○二村内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部長 もう少し具体的にお願いします。今、7月に内閣府から要望したデータについては、直接いただくのは難しいとの御回答をいただきましたので、そういたしますと、SNAの側で独自の分析をせざるを得ないと考えておりますので、こちらに必要な情報をいただければありがたいと思っております。こちらについて具体的にお話しさせていただいてよろしいでしょうか。手短かにいたします。

○西村委員長 どうぞ。

○二村内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部長 今、厚生労働省から出されているのは、平成30年1月分という、一月についての産業合計の「きまって支給する給与」、こちらに関してのギャップ要因に関するデータでございますが、1項目1カ月分だけの情報では、これをどう解釈したらいいのか、どう活用したらいいのかの判断がなかなか難しいので、もう少し充実した情報が要るかと思えます。例えば現金給与総額でどうなっているのか、労働時間についてはどうなっているのかとか、あるいは、さっきもありましたが、産業別はどうかとか、他の月はどうかとか、そのようなことについて推し量ることのできるような追加的な情報がいただけるとありがたいです。

もう少し具体的に申し上げますと、大きく2つ、塊がありまして、1つは平成30年1月時点に生じているギャップについての情報提供の充実であります。今出ているのは「きまって支給する給与」であります。こちらに加えて、「現金給与総額」、それから「総実労働時間」、この2つの系列につきまして、サンプル部分入替の寄与、それからベンチマーク更新による寄与という形で要因分解したデータを、産業計及び産業別の内訳という形で情報提供いただけるとありがたいと考えております。

もう1つの塊は、ベンチマーク要因が月ごとにどのように違っているのかを見たいとの観点から、共通事業所による参考系列について、2種類の情報をいただきたいと思っております。1つは、現在公表されている参考系列、これは新しいベンチマークに基づくウエイトで計算されたものと理解しております。こちらに関して、今、既に産業計、就業形態計で、「現金給与総額」と「きまって支給する給与」の前年同月比が公表されておりますが、その基となっている実額の水準のデータを、平成28年1月から各月分いただきたい。それから、同じ系列につきまして、旧ウエイト、古いウエイトで計算した実額を、平成28年1月分から平成29年12月分までいただければ、大変ありがたいと考えています。

○西村委員長 どうもありがとうございました。今の点は非常に重要な点ですので、もし厚生労働省でマンパワーの点とかで問題があるとなれば、当然のことですが、統計委員会全体としてそれをサポートしなくてはいけないと思っておりますので、我々からの従前のサポートを含めて、今の問題に関しては前向きというか、統計委員会としてはやるつもりでいきたいと思っております。よろしいですか。

○野地厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） ただ今の内閣府の御要望につきましては、どのように御協力させていただくかというのは。

○西村委員長 どうのように御協力というよりは、これはもう統計委員会としてやらなくてはいけない、これは統計委員会のマンデート（委任された権限）です。したがって、こちらに対してできないとの回答は、実はないと考えてください。重要な点は、このような非常に重要なものについては、統計委員会として責任を持たなくてはいけないということです。したがって、必要なことがあれば、統計委員会のリソースを使ってやります。重要な点は、これは時間的にもう限られていることですから、これに対して何らかの方針と、そしてそれに対する態度を我々は決めなくてははいけません。統計委員会は、日本の統計全体に対して責任を負っているわけです。そのようなことについて考えていただきたい。考えていただきたいというか、考えていただくことを要求いたします。これについては、厚生労働省から来られている統計幹事の方にも、十分に理解していただきたい。そして、省内に帰って、必要な措置をとっていただきたいです。

○野地厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） ただ今、委員長からお言葉いただきましたので、内閣府と十分に協議いたしまして、どのようなデータを提供していくかにつきまして、早急に決めていきたいと思っております。

○西村委員長 どうぞ。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 統計委員会担当室でございます。今、委員長からも御指示がありましたので、統計委員会担当室として、事務局としてサポートできることであれば、当然のように、厚生労働省もいろいろとマンパワーの制約がございますので、サポートしたいと思っております。

あと、もう1つ、事務局からお願いがあるのでけれども、今のお話、厚生労働省と内閣府だけのデータのやりとりに限定したお話なのかとお伺いしておりますけれども、今、内閣府から御提案いただいた情報は、先ほどの共通事業所、あるいは様々な情報提供の大幅な拡充を意味するものでございます。できる限りこの情報をホームページ等で一般のユーザーに公表していただけるように、御対応も併せてお願いできればと思っております。そのサポート、あるいは資料の説明等につきましては、先ほどの資料にもございましたけれども、事務局としてサポートできることは最大限サポートしたいと思っております。

○西村委員長 今の件について、よろしいですか。

○野地厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） 頑張るとしか言いようがないとは思いますが、今後、早急に何とかしたいと思っております。

○西村委員長 今の点について、厚生労働省の幹事の方の御発言をお願いしたいと思っております。

○大西厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当） 今の委員長から御指摘をいただきましたことにつきましては、早急に省内で検討して、そのような方向になるように努力してまいりたいと思っております。

○西村委員長 よろしく申し上げます。この点については非常に重要な点で、しかもいろいろな意味で誤解とかがあり、誤解がみられる論調もありますので、間違った情報の取り

方が起こらないようにしていく必要があります。この点については強い決意でもってやらなくてはならないと思っています。そのような形でお願いしたいと思います。

どうぞ、宮川委員。

○宮川委員 今の件は私もよろしくお願ひしたいとは思いますが、長期的に見て、母集団の企業ベースは、これからもどんどん改定されていき、今回のように、厚生労働省が抱えられている問題が出てくる可能性があるわけです。つまり、今日、御報告があった1番目の報告の経済構造統計の整備に関しても、事業所母集団の整備が言われていて、更に法人企業統計等がベースとする事業所数とのかい離を埋めていくことについて、これから努めていくことになります。

そうすると、どんどん事業所の数なり、それから規模の比率とかが変わっていくわけですので、今回、内閣府の提案で、いろいろ調整するような情報提供についておっしゃっておられますけれども、今後もそうした可能性がないとは言えない。こうした事業所規模の調整が毎年であれば、調整は僅かで済んでいくわけですが、調整期間の間は、またこうした可能性もないとは言えないわけなので、統計委員会担当室の方にお任せするのか、どこで考えるのか、分かりませんが、こうした構造的に規模が変化するとか、そのような問題に関する情報提供や調整の仕方は、長い目というか、中期的に考えていく必要があるのではないかと考えております。これは感想と問題提起です。

○西村委員長 宮川委員のおっしゃったことはとても重要なことで、これから母集団そのものがある意味変化していく形になりますので、その影響は出てきますから、そのようなことを含めて、これはもう一度持ち帰って検討いたしますが、どこでやるのがふさわしいのかを含めて、この問題に関してのフォローアップについて統計委員会としてきちんとやっていきたいと思ひます。

○宮川委員 すみません、それはそれで結構です。追加的に、1点。先ほど、シェアリングエコノミーの話もありましたけれども、事業所をどう捉えるか概念そのものみたいなものも変わっていくことにもなりかねないので、先ほど西村委員長が懸念されたようにそのあたりの説明を一般に経済統計をよく使われる方にも同時に周知してもらわなくてはならないと思ひます。我々も調整の仕方を考えなくてはならないでしょうし、民間の方にも、これから事業をやっている人の範囲も変わっていくわけですから、それに伴って、数値も構造面も含めて変化していくことを周知してもらふ必要があるのかと思ひます。感想です。

○西村委員長 どうもありがとうございました。全くそのとおりだと思ひておまして、これをきっかけとして、どういう形でうまくコミュニケーションしていくかは非常に大きな課題で、きちんと我々の問題として考えていくものですので、それはこちらできちんと受け止めてやりたいと思ひます。

それでは、取りまとめに入りたいと思ひます。まず、厚生労働省の御説明、どうもありがとうございました。ベンチマーク変更の影響、それから調査先の脱落等の状況についての問題点については、恐らく十分な理解が、少なくともこの中ではできたのではないかと

思います。情報提供に関してですが、事務局の整理を委員会の意見としたいと思いますが、こちらでよろしいでしょうか。

今回、厚生労働省が提供した新旧指数の接続方法に関する情報自体は、非常に重要なものだと評価しています。しかしながら、民間エコノミストなどのユーザーでは、今回の毎月勤労統計の改定については、様々な受け止め方があるようであります。特に、必ずしも正確な理解がされていない、そしてどちらかという誤解に基づいた批判的な意見もあるようです。

そうした点を踏まえますと、先ほど宮川委員から御指摘がありましたように、より分かりやすい説明の工夫、それから利用者の理解促進に向けた取組としては、不十分であると言わざるを得ないと思います。ユーザーに正しく理解してもらうためには、情報提供全般の一層の充実を早急に図る必要があると思います。

こうしたことから、統計委員会は厚生労働省に対して、新旧指数の接続、継続サンプル系列の利用方法などに関する分かりやすい説明資料を作成して、次回の統計委員会に提出することを要請します。その際、事務局は、厚生労働省に全面的に協力するようお願いします。

なお、事務局においては、今回の毎月勤労統計の改定を巡る課題をしっかりと理解するため、厚生労働省の資料とは別に、民間エコノミストの受け止め方、それからユーザーの本系列、継続サンプル系列に対する利用状況、それから新旧指数の段差発生の要因などについて整理した資料を作成して、統計委員会に情報提供するようお願いいたします。

このほか、厚生労働省による情報提供のタイミングに関しては、明らかに改善する点があると思います。特に、4月から比べて時間が余りかかり過ぎていること、これに対して今後の改善の決意表明もありましたが、いずれにせよ問題があったということに関しては否定できません。したがって、これからも、事務局の整理にありますとおり、データの公表と同時に関連情報を提供するようお願いいたします。同時といっても、本当にその日の同時でなくても構いませんが、遅滞なくですね、こうした形でお願いします。

こうした取りまとめでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○西村委員長 どうもありがとうございます。今回の対応に関する考え方は、毎月勤労統計に実は限定されたものではありません。先ほど宮川委員が御指摘がございましたように、十分にこの問題を理解し、他の公的統計においても、今回の対処の仕方を参照すべきと考えております。統計幹事の皆様におかれましては、この点を十分に留意するよう関係部署に御周知をお願いいたします。

それでは、次の議事に移ります。「政府統計の利活用状況（委託調査）の結果報告について」です。事務局から説明をお願いします。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 では、私から説明いたします。資料7の「政府統計の利活用状況及び民間における統計の作成状況に関する調査研究報告書 概要版」に基づきまして説明いたします。なお、本日はポイントのみの説明になりますので、御承知おきください。

では、まず1ページおめくりいただきますと、目次がございます。更にめくっていただきますと、調査研究の概要になります。3ページになりますが、1.1、本調査研究の目的のページになります。上段に本調査研究の背景を示しておりますが、こちらに示しております指摘事項に対しまして、本調査研究では、それらへの回答の素材を提供し、公的統計の整理に資することを目的として行っております。

では、1.2、調査研究の概要、4ページに移ります。具体的には、まず政府統計について、利活用状況を示す定量的な指標を作成し、分析を行っています。次いで、研究者、シンクタンク、業界団体に対してアンケート調査を行い、各統計に対するニーズと利活用に関する質的な分析を行い、今後の課題を検討しております。また、既存文献を用いて民間統計の作成状況を整理し、アンケート調査によって民間統計と政府統計の重複状況や連携の可能性について調査、分析を行っています。

では、分析に入りたいと思います。ページをおめくりいただきまして、6ページにお移りください。まず、対象とする政府統計について説明いたします。対象とする政府統計ですが、加工統計を除く基幹統計、それから現在実施している一般統計調査によって作成される統計の合計から、試験調査や結果が未公表である一部の統計等を除いた267の統計を対象としております。これらの統計は、その表が示しますように、その分野において1から8までに分類し、また、調査周期でも分類しております。

これらの統計を使いまして、7ページですが、利活用度指標を作成しております。利活用度指標は、表にもまとめておりますが、新聞・雑誌記事、政府資料、民間調査機関、各業界、学術利用の、それぞれの利活用度、これらは統計名などのキーワード検索でのヒット数をカウントしていますが、それらと、e-Statのダウンロード件数を加えた計6指標を作成しております。

なお、地方公共団体での利用ですとか、GDP統計、産業連関表の加工統計を通じた利用、また府省による政策的な利用は考慮していない点は御留意ください。

また、参考情報として、調査規模に関する情報である事業費と延べ客数も整理しております。詳細については表を御覧ください。

では、8ページに移りまして、利活用度の状況ですが、図に利活用度の累積比率を示しております。この図から分かりますように、利活用度指標によって程度の差はありますが、おおむねどの利活用度指標においても、利活用度が少数の統計に集中する傾向が分かるかと思えます。

9ページに移っていただきまして、次に、利活用度の高い統計、利活用度の低い統計を抽出しています。各分野において、利活用度の6指標のいずれにおいても上位3分の1程度であった統計を「利活用度が高い統計」、一方で、6指標のいずれにおいても下位3分の1程度であった統計を「利活用度が低い統計」としてしております。利活用度の高い統計としては、全体で32統計が抽出されています。この32統計で利活用度の多くを占めており、また、大規模統計調査が多い傾向があることが分かりました。一方で、利活用度の低い統計は、全体で41統計となりました。利活用度に占める割合は非常に小さく、また、中小規模の統計調査が多い傾向にあります。

抽出された統計については、10 ページの表に示しています。詳細につきましては、時間があるときに御覧いただければと思います。

さらに、11 ページの表では、それぞれの利活用度指標で上位となる統計を示しています。

では、次に 12 ページに移りますが、こちらでは参考として、調査規模指標の集中度合いについても見ています。こちらについても、少数の統計に集中していることが分かるかと思えます。

では、3 のアンケート調査に入りたいと思います。14 ページを御覧ください。アンケート調査の概要は、14 ページの表に示すとおりとなっております。先ほど申しましたが、調査の対象としては、研究者、シンクタンク、業界団体といった民間の方々を対象に行っております。調査事項については、(3) に示しております。回収率に関してですが、一番下の欄に示していますように、約 17% となっております。

では、アンケートの結果について分析してまいります。15 ページを御覧ください。最初に、認知・利用の有無について分析しています。回答者の専門分野の政府統計について、「利用している」「存在は知っているが利用していない」「存在を知らない」の 3 つの選択肢で調査をしております。上のグレーのところに示していますが、認知率の合計は平均で 26%、利用率は平均で 9% となっています。

結果を表にまとめています。赤い線で示している分野と調査周期が、比較的利用と認知の割合が高いものとなっております。一方で、青線で引いているものが、比較的その割合が低いものとなっております。個別統計の状況についてですが、「利用している」の割合が 2 割以上の統計は 27 統計、「存在は知っているが利用していない」の割合が 3 割以上に上る統計は 27 統計、「存在を知らない」の割合が 8 割以上の統計が 132 統計、約半分に上ることも分かりました。

詳細は 16 ページの表、また、個別の統計面については 17 ページの表に示しています。17 ページの表を御覧いただきますと、利用や認知の割合が高いものに関しては、先の利活用度指標が高い統計として挙げられている統計が多いことが分かります。ただし、認知はされているものの利用が低い統計、赤字で示しているものになりますが、そちらも 14 統計あることが分かりました。

続いて、満足度についての状況の説明になります。18 ページを御覧ください。こちらでは、「利用している」又は「存在は知っているが利用していない」という統計について、満足度を 5 段階評価しています。総合満足度の平均は 3.61 でした。要素別で見ますと、調査周期や調査の対象範囲で高めの評価、公表までの期間やデータの提供方法で低めの評価となっています。表を見ていただきますと、こちらも先ほどと同じ見方ですが、赤い線を引いているものが比較的高い評価を得ているもの、青い線が引いてあるものが比較的低い評価となっています。

個別の統計につきましては、19 ページと 20 ページを御覧いただければと思います。20 ページの左側が満足度が相対的に高い統計名、右側が相対的に満足度が低い統計となって

おります。総じて、利活用度が高い統計ほど満足度も高く、利活用度の低い統計ほど満足度が低い傾向が見られます。

では、21 ページに移りたいと思います。「存在は知っているが利用していない」統計について、利用していない理由に該当するものを答えていただきました。表にも示していますが、政府統計全体では、「当該分野の統計を利用するニーズがないから」が最も高くなっています。分野で見ますと、赤線を引いているところになりますが、運輸・通信分野において「統計の品質に問題があるから」と答える割合が相対的に高く、人工・労働・賃金分野、そして生活・環境・エネルギー分野では「別の統計を利用しているから」が相対的に高く、また、農林水産分野では「当該分野の統計を利用するニーズがないから」が相対的に高くなっております。

個別の統計については、22 ページ、また 23 ページについて御覧いただければと思います。

さらに、24 ページに参ります。次は、改善・拡充すべき統計についての分析です。「利用している」又は「存在は知っているが利用していない」との回答のうち、改善・拡充すべきとした回答の割合は、全体で 4.9%でした。分野で見ますと、左の表、赤線で示しておりますが、教育・文化・科学技術分野、それから農林水産分野、運輸・通信分野において、相対的に高くなっています。右のグラフですが、こちらは改善・拡充すべきとの割合が 10%以上と高かった 20 の統計を示しています。挙げた統計を見ますと、利活用度の高い統計が多く、また基幹統計も含まれているので、こうした統計に、改善・拡充すべきとの声が大きかったことが分かります。

25 ページに参ります。改善・拡充すべきポイントは何であったかに関しては、表に示しますように、全体としては、調査項目や統計の精度、公表までの期間との回答が比較的多いことが分かります。また、統計分野や調査周期別に見ると、赤い線で引いたところで改善・拡充を求める割合が比較的高くなっています。

次に、26 ページに移ります。回答者負担も踏まえた改善の考え方、簡素化の余地がある項目について見ています。まず、回答者負担を踏まえた改善の考え方についてですが、棒グラフを御覧いただくと、統計ユーザー別に傾向は若干異なっているものの、4つの回答いずれに対しても一定の回答があることが分かります。

続いて、簡素化の余地ですが、下の表を御覧いただくと、調査項目が最も多く、次いで公表までの期間となっています。簡素化の余地において調査項目が多く挙がっておりますが、実はこの調査項目は改善・拡充すべきポイントとしても挙げられており、簡素化や改善・拡充の検討の際には慎重に行う必要があることを示唆している結果となっています。

個別の統計の状況につきましては、27 ページ、28 ページの表で示しております。

では、続いて、29 ページにお移りください。こちらでは、統計の改善・拡充を図っていくことによって生じる回答者負担の増加に対する政府統計全体としての対処策について検討しています。図が示しますように、最も回答割合が高かったのは、オンライン調査の拡充、行政記録情報等の活用でした。

では、30 ページに移り、簡素化すべき統計について見てまいります。簡素化すべきとの回答の割合は、全体で 1.5%程度にとどまっています。簡素化すべきとの回答の割合が 5%以上と若干高めに出了統計は、下の図に示していますが、24 統計であり、御覧いただくと、利活用度が低い統計が多く含まれています。

では、31 ページに参ります。簡素化の具体的な方策、簡素化すべき項目を見ていくと、全体で見ると、「当該政府統計は利活用度が低い、あるいは代替の統計があることから、廃止をするのもやむを得ない」という代替・廃止を求める割合は、「当該政府統計の作成を続けるものの、効率化・簡素化などの負担軽減の措置を講ずるべき」との回答よりも高くなっております。また、個別の統計の状況につきましても、図に示しておりますように、代替・廃止を求める割合が高い傾向となっております。

以上の分析から、今後の課題を大きく 3 点示しております。1 つ目は、「統計棚卸し」等の方針に関する課題です。2 つ目の四角に示しておりますが、大規模統計は、利活用度が高くなっているだけでなく、改善要望が強いことが分かりました。したがって、3 つ目の四角に示していますように、単純な「報告者負担＝コスト」削減ではなく、大規模で利活用度の高い統計について、報告者負担に留意しつつ、どのように改善を図るか、費用対効果の観点から評価していくことが重要だと言えます。

2 つ目の課題は、費用対効果の観点から統計を理解していくことが望ましいわけですが、今回、利活用度に関する指標は、6 種類の指標を限定的な範囲で作成している。また、費用指標についても延べ客体数などで分析していますので、しっかりとした分析をするには、より包括的なものを整備していくことが望まれます。

3 つ目の課題は、33 ページになりますが、費用対効果の観点から見た「統計棚卸し」の方向性です。費用と効果に関して 4 象限の図に示していますが、改善の方向としては、a で示したように、費用を維持した上で利活用度の最大化を図っていく方向、それから、b で示しますように、費用を維持して利活用度を向上させる矢印の方向が考えられます。

本調査研究からは、そちらの左に示している 5 点が指摘できるかと思えます。a の利活用度の最大化に関して言えば、品質が理由で利用していない統計については改善をしていくことが考えられます。また、b、費用の削減に関して言えば、第 1 に、簡素化余地に関して「統計の精度」が挙げられることが少なかったことから、全数調査の標本調査化などによる費用削減が、一つの方策として考えられるかもしれません。第 2 に、代替統計が存在するために利用されていない統計については、当該統計の統廃合が一つの方策として考えられます。第 3 に、行政記録情報や民間ビッグデータの活用を行っていくことが考えられます。最後に、簡素化余地のある項目の簡素化が考えられます。ただし、調査項目については、簡素化余地が大きい一方で、改善ニーズも多いことから、メリット・デメリットを勘案していく必要があります。

最後に、4 で、民間における統計の作成状況に関する調査研究をまとめておりますが、本日は説明を割愛いたします。駆け足となりましたが、以上が本調査の報告となります。**○西村委員長** ありがとうございます。事務局の説明について、御質問あるいは御意見等ございますか。

野呂委員、どうぞ。

○野呂委員 大変興味深い結果で、また細かく見たいと思いますけれども、我々もこういうアンケートをした場合、気になりますのが、回答率が非常に低いことで、16%の人がどんな人なのか。言い換えると、回答してくれない 84%の人の属性が大変気になるところで、ほとんど統計を使っていない人なのか、関心がない人なのか、それとも満足しているから答えないのか、そのあたりについて、アンケート結果を利用する場合は調査が必要かと思うのですけれども、実際やられたとき、この回答してくれた人、くれなかった人について、どういう属性の方か、イメージで結構ですので、もし今つかめているのだったら教えてほしいと思います。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 細かいところは把握していないのですが、こちらの資料から分かる範囲といたしましては、14 ページを見ていただきますと、一番下の欄に回収数がございますが、研究者とシンクタンクと業界団体にアンケート調査をさせていただいているのですが、研究者が非常に低いことがございまして、そのようなところはあるかと思えます。そのような方々が満足しているのかとかまでは今の段階では分析できておりませんので、御容赦いただきたいと思えます。

○野呂委員 このアンケートを受けた人から聞いたところ、たくさんの統計が並んだ非常に膨大なアンケートで、ほとんど自分がタッチしたこともない統計が並んでいるのに答えなくてはいけなかったということでした。普段からそんなに統計を使っていない人は、回答しなかったとなりますと、むしろこの 16%はよく使っている人なので、残りをならずと、利用率はもっと低いかとの気もするのですけれども、そのことも含めて申し上げた次第です。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 御意見ありがとうございます。今いただいた意見も反映させながら、今回の結果について使っていきたいと思えます。ありがとうございます。調査票については、ホームページで本体を上げておりますので、そちらでどんなアンケートをしたかも載っております、実際本当に膨大なアンケート調査でしたので、本当にお答えいただいた方々には感謝申し上げたいと思えます。

○西村委員長 いかがでしょうか。

清原委員、どうぞ。

○清原委員 大変有意義な調査について御報告いただき、ありがとうございます。ただ今の御質問とも関係するのですが、今回のアンケート調査の対象者は、研究者、シンクタンク、業界団体となっておりますが、自治体について、あるいは自治体の団体等について、調査されたでしょうか。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 ありがとうございます。今回の調査では、地方自治体に関しましては一切分析の対象外となっております。ですので、使っていく上では、そのような点は十分配慮しながら行っていく必要があります、こちらの部分は、基本的には民間を対象とした限定的なものとお理解いただければと思えます。

○清原委員 ありがとうございます。表題が「民間における統計の作成状況に関する調査」、そして「政府統計の利活用」になっているので、当然だと思ったのですが、確認い

たしましたのは、この結果として、皆様が、統計の統合ですとか廃止ですとか簡素化ですとか、そうしたところにも熱心に御意見をいただいております。そうした視点が民間の方から出てきたことは極めて重要だと思っておりますし、調査の負担の軽減の観点を入れていただいたのもありがたいのですが、ただ、とりわけ自治体等、行政で政策形成をしますときには、国と同様に、基幹的な統計は引き続き有意義なものであると思っております。この間、統計改革として、望ましい統合や、あるいは不要なものについての廃止、更には改善についても、統計委員会で熱心な議論が、本日のこれまでの議論も含めて継続されています。

私といたしましては、自治体においては、きっと 1,741 市町村あるいは 47 の都道府県が、統計は必要と答えるのは明らかだと考えます。しかしながら、必要な時期にヒアリング等もしていただきながら、意義については確認した上で、望ましい統計の改善の方向に、今回の一生懸命答えていただいた民間の方のデータをいかしていければと、このように感じた次第です。よろしく願いいたします。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 御指摘のとおりだと思いますので、そのように、また、より広い範囲での利活用も含めた形で棚卸しを進めてまいりたいと思っております。御指摘いただきまして、ありがとうございます。

○西村委員長 他にいかがでしょうか。

本日報告されました「政府統計の利活用状況に関する調査研究」というのは、政府が実施する統計 267 調査に関して、アンケート調査やデータベースの検索件数を活用して、統計の利活用状況や認知の状況、統計に関する満足度、統計を利用しない理由とか、改善・拡充の方向性、簡素化の方向性について、民間ではありますが、包括的に調査した初めての調査研究なので、試行錯誤の最初のところになるのだと思います。

ただし、先ほど清原委員からございましたけれども、地方政府を含めて、政府自身による利活用、つまり、個別の行政目的に応じた利用、あるいは産業連関表や国民経済計算などの加工統計の材料としての利活用は、検証の対象外になっています。したがって、実は非常に重要な統計ですが、利活用されていないのは、この中には結構あります。したがって、いろいろこれを実際に使うときには考えなくてははいけません。その上、個別統計で見ると、先ほど野呂委員から御指摘がございましたように、調査サンプルが非常に小さいこともありますし、かなりの誤差、もしくはバイアスが生じていることは留意する必要があると思います。

このため、そうした点に留意する必要があると思いますが、それでも我々政府としては、自分たちの中で使うこともさることながら、民間に対しても情報提供するという非常に重要な役割を負っていますから、そのような面から見て、どのようなものがここに含まれているか、そうした情報が重要だと思います。本日の概要版の報告書だけでは、その全貌を知るには不十分だと思います。各府省の統計作成者の皆様におかれましては、統計委員会のホームページから報告書をダウンロードしていただいて、お読みいただければと思っております。この報告書から得られるユーザーからの評価や情報を活用して、自ら作成する統計の改善に取り組むよう、よろしく願いしたいと思います。

このアンケート調査には、そもそもバイアスがあります。かなりの部分、例えば研究者に関して言えば、回答は少ない。ちなみに私もアンケートは受けたのですが、立場上、回答はしなかったもので、そうした人も何人かいらっしゃるかと思います。そして研究者、使っている人は、どちらかというところごく一部なものを使っている。こちらにある種の基礎研究みたいなものを使っているケースが多い。そういったことも勘案して、全体として統計をどのようにこれからやっていくのか、統計にはコストが掛かることは事実ですので、そのコストを含めて、どういう形でやっていくかを考えるときの、もちろんバイアスがあるにせよ、客観的な情報の一つとして、これを考えていきたいと思えます。

あまり世界的にもこういうのをやっていると聞いたことがないので、重要な第一歩だと思います。統計委員会としても、この情報を統計委員会における審議や議論にどのように活用していくかは、今後考えていきたいと思えます。

それでは、続きまして、日本銀行から「資金循環統計における投資信託の見直し」について情報提供をお願いいたします。本件に関しては複数の新聞報道などでも取り上げられましたが、統計委員会として日本銀行に対して、その経緯などに関する情報提供を要請いたしました。それでは、御説明をお願いしたいと思います。

○二宮日本銀行調査統計局経済統計課長 日本銀行調査統計局でございます。本日は、先般実施いたしました資金循環統計における投資信託の改定につきまして説明のお時間を頂戴いたしまして、誠にありがとうございます。

それでは、まず、資金循環統計の概要について説明いたします。資料の2ページを御覧ください。資金循環統計とは、御案内かとは存じますが、我が国における金融活動を包括的に捉えた統計でございます。具体的には、様々な経済主体を、金融機関や政府、法人企業、家計などの部門に分けて、それらの部門が、例えば現金預金ですとか、貸出、国債、株式など、どのような金融商品で資金を調達又は運用しているかを、四半期ごとにマトリックスとして推計しているものでございます。

2ページにございますように、実際には、部門の数で50部門、それから金融商品の数で57の取引項目がございます。また、これらを、金融資産・負債の残高、取引のフロー、それから時価変動を含みます調整額の3つの側面からそれぞれ推計をしております。全体といたしましては8,000を超える膨大な系列を有する統計になっております。

公表されている計数のイメージにつきましては、その下、3ページの表を御覧いただければと存じます。また、詳細な説明は省略いたしますけれども、メインテーブルの皆様方には、別途お手元に、最新の四半期の公表物の冊子をお配りしております。御参照いただければ幸いです。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、4ページを御覧ください。作成方法の概要を説明いたします。資金循環統計は、膨大な数の一次情報、例えば個別金融機関等の財務データ、政府の決算書、有価証券の発行残高に関する統計、対外資産・負債残高統計などから得られる情報を、一定の仮定のもとで加工・推計し、作成しているものでございます。

下段の5ページを御覧ください。実際の作成に当たりましては、大まかに2つのアプローチを組み合わせています。まず、左側、1つ目のアプローチでございますが、部門別

の財務データを基礎資料といたしまして、部門ごとにそれぞれの項目の計数を求める方法でございます。先ほど説明したマトリックスを部門別に縦方向に埋めていくとの意味で、垂直的アプローチと私ども呼んでございます。一般に、バランスシート情報が相対的に整備されている部門、例えば金融機関ですとか政府、政府関係機関などの部門につきまして、部門ごとの各項目の推計をする場合に適用する手法でございます。

この手法では、基本的に、個々の先の財務データを資金循環統計の各取引項目に即して分類替えをいたしまして、合計することによって部門ごとの計数を推計します。計数の積上げに近い推計方法になりますので、相対的に精度は高いと言えます。ただ、この手法でございまして、各部門に属する全ての先について、資金循環統計の定義に合致する詳細なデータが手に入るわけではないところがございます。実際には、財務データと、資金循環統計の取引項目の相違を調整したり、一部の先のデータから部門全体を推し量るなど、様々な仮定を置きながら加工・推計を行うことになります。

続きまして、右側、2つ目のアプローチでございます。取引項目ごとの総額データを、それぞれを保有する各部門の資産・負債として割り当てていくことにより、部門ごとの各項目の計数を求める方法でございます。先ほどのマトリックスを横方向に埋めていくということで、水平的アプローチと私ども呼んでございます。この方法は、一般に信頼性が高いバランスシート情報が入手しにくい部門、例えば家計ですとか民間法人などについて多く用いている方法でございます。当然、垂直的アプローチと比べますと、より多くの仮定が必要になりまして、相対的に精度が低いと言えます。

実際の作業におきましては、いずれか一方のアプローチで全ての項目が埋まることはございません。まず、より精度が高いとみられる垂直的アプローチが利用可能な部門の項目につきましては、この手法で計数を確定いたします。次に、水平的アプローチによりまして取引項目ごとの総額のデータから垂直的アプローチで固まった計数を控除することによりまして、残された部門について、その取引項目ごとの計数を埋めていくことが、基本的なプロセスでございます。

このように、資金循環統計の各系列の計数は、多くの仮定を置きながら、パズルを一つ一つ埋めていくような作業の結果として導き出されております。ただ、時間の経過とともに金融取引の実態が変化いたしますと、作業の前提となる仮定が実態からかい離していくことがございます。仮定を見直しますと、資金循環統計は、縦横のバランスを必ず一致させますので、そうした統計の特性上、他の取引項目や部門の計数にも幅広く影響が及びます。こうした統計としての特性や、推計している金融資産・負債の規模が巨額に上ることもありまして、資金循環統計では、例年、複数の項目で10兆円単位での遡及改定が発生しているのが実情でございます。

1枚おめくりいただきました6ページから7ページのところです。近年の遡及改定時の改定幅の例を御紹介しておりますので、御参照いただければと存じます。

さらに、1枚おめくりいただきまして、8ページと9ページでございます。ここからが、今回の投資信託の改定の概要でございます。まず、下段の9ページの上のところを御覧ください。投資信託の推計を考えるに当たっても、基本的なアプローチは、今、説明したと

ころと同じでございます。まず、金融機関などの部門につきましては、財務データなどから部門ごとの計数を求めることとなります。その上で、投資信託の総額データからこれを差し引いた残りを残された部門に当てはめていくことが、推計を考える上での基本的なアプローチになっています。

上段の 8 ページでございますけれども、グラフの中で、左が改定前の計数、右が改定後の姿でございます。まず着目していただきたいのは、グラフ全体の高さでございます。投資信託全体の残高は、改定前後で大きな変化はないです。この部分は、信頼性の高い投資信託の市場残高のデータがございますため、総額の数字はおおむね固まっています。また、グラフの上部にあります、ブルーの中央銀行や緑色の金融機関等の部分でございますけれども、こちらの残高もさほど大きく変化していません。

他方、今回大きく見直しましたのは、ポイント①と記載のある箇所、中小企業金融機関等の残高でございます。大幅に上方修正されました。これは、当該部門に含まれる一部の金融機関につきまして、日本銀行が基礎資料として使用しております財務データにおいて、国内籍の投資信託とみなすべき商品がより広範囲に計上されていることが判明したため、見直しを行ったものでございます。

この点、具体的に御説明しますと、下段の 9 ページの中段に説明がございますとおり、基礎資料として利用していた一部の金融機関の財務データにおきまして、資金循環統計上は対外証券投資などに計上する有価証券のデータの中に、外国証券を投資対象とする国内籍の投資信託が含まれていたことが明らかになりました。中身は外国証券でございますけれども、器としては投資信託であったものでございます。それが分かりましたので、資金循環統計の作成ルールに従いまして、中小企業金融機関等の対外証券投資の残高を下方修正するとともに、投資信託の残高を上方修正する形で改定を行ったものでございます。

この見直しを受けまして、バランスシートの情報に乏しい他の部門、特にそのほとんどを占めます家計の残高は小さくなる筋合いにございます。ポイント②と記載してある部分につきましても、新たな基礎資料等を用いて推計の精緻化を図りました。これらの結果、家計の投信保有残高が大きく下方修正されることになりました。

1 枚おめくりください。10 ページでございます。この 10 ページは、今、説明しましたポイント①の部分を、資金循環統計の部門別のバランスシートにおける計数の変化でお示したものでございます。左側の小さな表になっておりますところが、中小企業金融機関等の数字でございます。見直し前には、青い丸で囲った対外証券投資に、外国証券を投資対象とする国内籍の投資信託が含まれていました。今回の改定では、こちらを右上の緑の丸の投資信託に計上するように見直しを行いました。こちらに伴いまして、中小企業金融機関等の投資信託の残高が、7 兆円から 44 兆円に上方修正されています。同時に、その見合いで、対外証券投資の残高は下方修正されています。

下段の 11 ページでございます。見直し前後の家計の投信保有残高を、時系列のグラフでお示したものです。御覧いただけますとおり、見直し前は近年増加傾向をたどっておりました残高が、見直し後は、2015 年以降、横ばい、ないし、やや減少してございます。

日本銀行といたしましては、これまでも、基礎統計が新たに利用可能となった場合や、よりよい推計手法が開発された場合には、その都度、資金循環統計の作成方法を見直し、遡及改定のタイミングで統計に反映させてまいりました。今回の投資信託の改定につきましても、不断の見直しの一環として、より精度が高いとみられる基礎統計を活用するとともに、推計方法を改善した結果であると認識いたしております。

ただ、その上で申し上げますと、今回、家計の投資信託の保有額の大幅な下方修正が、多くの関係者に大きな影響を及ぼしたことは事実でございます、その点は重く受け止めてございます。日本銀行といたしましては、今後も統計の精度向上に不断に取り組んでまいり所存でございます。また、今回の経験を踏まえまして、波及が大きいとみられる改定を行う場合には、関係者の皆様にしっかり説明をしていくように努めてまいりたいと考えております。

私からの説明は、以上でございます。

○西村委員長 ありがとうございます。それでは、個人の資格で統計委員会委員としてお願いしておりますけれども、関根委員から何かありましたらお願いいたします。

○関根委員 それでは発言いたします。

やや今の説明と繰返しになりますが、私どもとしましては、金融経済構造の変化等に合わせて統計の精度を維持・向上させていくためには、個々の経済主体や金融商品の取引の実情をよく把握した上で、利用する基礎資料や推計方法を遅滞なく適切に選択していくことが重要と認識しております。今後、統計作成の方法については、関係者との意見交換を一層密に行っていくことなどを通じまして、情報収集し、統計精度の維持・向上につなげていくつもりでございます。また、改定内容の説明や関係者との情報共有のあり方には、改善すべき点があったものと認識しております。こうした点を踏まえまして、今後の統計関連業務においては、統計の精度向上や公表の迅速化という従来からの視点だけではなく、統計改定前後の情報発信・受信のあり方にも十分目を配りながら、適切に対応していくつもりでございます。

以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。日本銀行、それから関根委員の御説明につきまして、御質問あるいは御意見等ございますか。

どうぞ。

○長谷川内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官 今、関根委員からお話ございましたけれども、改定前後の情報発信は非常に私どももありがたいと思っております。資金循環統計に限りませんけれども、改定前の統計表が利用できない統計が散見されるところですが、資金循環統計のように非常に重要な統計は、ユーザーによります検証・分析のためにも、過去のデータをアーカイブ的に残していただくのがよいのではないかと考えております。

SNAの主要基礎統計であります今回の資金循環統計の改定によりまして、大きく私どももSNA、影響を受けますので、そのように御対応いただけますと、SNAへの影響に関

しまして、ユーザーの検証・分析に資する情報提供の観点からも、非常に有益ではないかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○西村委員長 特段よろしいですか。今の御意見、ほかに何かござひますか。

今の御意見、ありがとうございます。それでは、私の意見を述べさせていただきます。ただ今、日本銀行からの御説明により、今回の改定の背景と経緯については、私を含めて委員の皆様にも御理解いただけたかと思われまひます。また、「統計作成の方法について、関係者との意見交換を一層緊密にしていくなどを通じて、情報を収集して、統計精度の維持・向上につなげていく」とする日本銀行の方針は、全く適切であると考えまひます。さらに、関根委員御自身の御発言もありましたが、一連の経緯に鑑みまひますと、公表に際しての情報提供の充実の観点からは、今回は改善の余地があつたかと思ひます。今後は、統計改定前後の情報発信・受信のあり方にも十分に目を配る御所存とのことでしたので、日本銀行におかれまひしては、是非そのようにお願ひいたしまひます。

さて、丁寧な情報提供が必要とする今回の教訓につきまひしても、他の公的統計においても十分に参照すべき内容と思ひます。先ほどSNA側からの要望もありましたが、これは非常に重要な点ですので、これをテイクノートしておきたいと思ひます。統計幹事の皆様におかれまひしては、この点、十分に留意するよう関係部署に御周知をお願ひしたいと思ひます。私たち統計委員会としても、諮問審議に際しては、丁寧な情報提供の必要性について十分に確認しておくことが必要と考えまひます。委員の皆様におかれまひしても、よろしくお願ひいたしまひます。

本日用意いたしまひました議題は以上です。そのほか、事務局から報告することがあれば、御報告をお願ひいたしまひます。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 1点ござひます。本日、評価分科会の設置を内容とする統計委員会令の一部を改正する政令について閣議決定されまひましたので、御報告いたしまひます。

○西村委員長 ありがとうございます。次回の委員会の日程について、事務局からの連絡をお願ひしまひます。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 次回の委員会は、9月28日金曜日の午前に開催する予定です。具体的な場所も含め、詳細につきまひしては別途連絡いたしまひます。

○西村委員長 以上をもちまひして、第125回統計委員会を終了いたしまひます。